

砥 部 町 議 会  
平成 2 4 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

## 平成24年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成24年6月14日																													
招集場所	砥部町議会議事堂																													
開 会	平成24年6月14日 午前9時30分 議長宣告																													
応招議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 佐々木隆雄</td> <td style="width: 33%;">2 番 森永茂男</td> <td style="width: 33%;">3 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>4 番 大平弘子</td> <td>5 番 西岡利昌</td> <td>6 番 山口元之</td> </tr> <tr> <td>7 番 政岡洋三郎</td> <td>8 番 栗林政伸</td> <td>9 番 西村良彰</td> </tr> <tr> <td>10 番 土居英昭</td> <td>11 番 宮内光久</td> <td>12 番 井上洋一</td> </tr> <tr> <td>13 番 中村茂</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司	4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之	7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一	13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好												
1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司																												
4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之																												
7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰																												
10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一																												
13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男																												
16 番 三谷喜好																														
不応招議員	なし																													
出席議員	出席議員は、応招議員の16名																													
欠席議員	なし																													
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">町 長</td> <td style="width: 33%;">中村 剛志</td> <td style="width: 33%;">副町長</td> <td style="width: 33%;">佐川 秀紀</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>佐野 弘明</td> <td>総務課長</td> <td>原田 公夫</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>松下 行吉</td> <td>戸籍税務課長</td> <td>辻 充則</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>東岡 秀樹</td> <td>教育委員会事務局長</td> <td>坪内 孝志</td> </tr> <tr> <td>介護福祉課長</td> <td>重松 邦和</td> <td>保険健康課長</td> <td>大野 哲郎</td> </tr> <tr> <td>産業建設課長</td> <td>萬代 喜正</td> <td>生活環境課長</td> <td>日浦 昭二</td> </tr> <tr> <td>広田支所長</td> <td>丸本 正和</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀	教育長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫	企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	辻 充則	会計管理者	東岡 秀樹	教育委員会事務局長	坪内 孝志	介護福祉課長	重松 邦和	保険健康課長	大野 哲郎	産業建設課長	萬代 喜正	生活環境課長	日浦 昭二	広田支所長	丸本 正和		
町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀																											
教育長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫																											
企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	辻 充則																											
会計管理者	東岡 秀樹	教育委員会事務局長	坪内 孝志																											
介護福祉課長	重松 邦和	保険健康課長	大野 哲郎																											
産業建設課長	萬代 喜正	生活環境課長	日浦 昭二																											
広田支所長	丸本 正和																													
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平																													
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。																													
議員の指名	4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌																													
傍聴者	22人																													

平成24年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問

・散 会

## 平成24年第2回砥部町議会定例会

平成24年6月14日（木）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成24年第2回砥部町議会定例会を開会します。なお、本日は報道機関から撮影の申し込みがありましたので、これを許可しております。本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長（中村剛志） まずはじめに、去る6月7日にご逝去されました寛仁親王殿下の御葬儀が本日行われます。この場をお借りいたしまして、心から哀悼の意を表したいと思っております。それでは6月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。農家では田植えも始まり、夏の訪れを感じる季節となりました。梅雨に入りうっとうしい日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては公私ともに何かとお忙しい中ご出席を賜り、ご提案させていただきます案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。野田首相は第2次改造内閣を発足させました。いよいよ本格的に消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案成立のための最終局面を迎えております。首相は政治生命をかけると言っていますが、依然として不透明で、政局ばかりが目立ちます。昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災の復興におきましては、がれき処理の問題等山積する課題がいっぱいで見通しがつかない状況であります。原子力発電所の再稼働の問題につきましても、依然として解決がつかず、今年の夏の電力供給に不安があり、日本の経済活動や国民の生活に影響を及ぼすことが懸念されております。また5月には関東地方で巨大竜巻が発生するなど、ここ数年来地球温暖化や異常気象などの言葉に示されますように、想定外の災害が多く発生しております。法案成立もそうですが、与野党が協力して日本経済の立て直しや住民生活の安全安心のため、一層心を引き締めて、この局面を乗り切っていただきたいと思っております。さて本町では、3月11日にオープンいたしました坂村真民記念館の入館者が、77日目に1万人に達しました。県内外から多くの真民ファンに訪れていただいております、嬉しい限りであります。今後もしっかりと宣伝し、更なる集客を図り、経営につきましても万全を期したいと思っております。また、広田地区で進めております「民話の里事業」につきましても、順調に作業が行われており、秋には披露できるように進めております。いよいよ私も2期目の任期も残すところ7ヶ月余りとなりました。初心に戻り、町民の皆様は、お客様であり株主であるという原点のもと、町民の皆様に喜んでいただける町づくりに全力を尽くしたいと考えております。議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。さて、今定例会に提案させていただきました議案について申し上げます。変更契約の締結に関する議案が1件、承認が2件、報告が7件、条例等の制定及び改正に関する議案が4件、広域連合規約の変更が1件、町道路線の認定が1件、

補正予算に関する議案が5件、人事案件が1件で、合わせて22件の議案のご審議をお願いしております。いずれも詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議によりご議決、ご承認をくださいますようお願い申し上げます。なお行政報告は、この後副町長が行います。以上で開会に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、平成24年3月定例会以降の行政報告を行います。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、危機管理関係ですが、3月4日、消防団員27人が参加し、町内全域を対象に春季火災予防運動防火パレードを実施し、火災予防を呼びかけました。次に3月17日、陶街道ゆとり公園において、消防団員が参加しポンプ操法大会を行い、操法の速さと正確さを競いました。競技結果は、次のとおりです。次に3月22日、社団法人愛媛県電設業協会と「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」を締結しました。これにより、大規模災害発生時の避難所運営に必要な発電機や投光器の提供を受けることができるようになりました。次に、5月20日、砥部町八倉の重信川河川敷において、消防団員212名が参加し水防工法訓練を行い、梅雨の出水時に備え、水防技術の習得に努めました。次に、5月27日、松山市の井門町の重信川河川敷において、重信川・石手川水防等連絡会主催の第4回重信川流域合同水防工法訓練が開催され、砥部町消防団から幹部33人が参加し、ロープワークや土のう工など水防工法訓練を行い、水防技術の習得に努めました。次に6月3日、広田小学校区を対象に、土砂災害の防止や住民の防災意識の高揚を図るため、土砂災害・全国統一防災訓練を実施しました。地域住民・消防団関係者150人が参加し、情報伝達、避難誘導、避難所の開設運営の訓練を行いました。次に、砥部消防署用地造成工事その1ですが、5月7日入札の結果、協成建設有限会社が2,500万1千円で落札いたしました。工期は5月24日から12月20日となっております。2ページへお進みください。続きまして企画財政課関係でございますが、6月4日現在の入札執行状況でございますが、指名競争入札51件、入札後審査型一般競争入札4件、公募型指名競争入札4件、合計59件の工事を実施いたしました。設計金額の総額3億5,038万円。契約総額2億9,646万円。落札率84.6%となっております。詳細につきましては、1から4のとおりでございますので、省略をさせていただきます。続きまして、産業建設課関係ですが、29回目となる「砥部焼まつり」が、4月21日、22日の2日間、陶街道ゆとり公園を主会場に開催をされました。メインイベントの砥部焼大即売会には、84軒の窯元から約10万点の砥部焼が出品されました。また、砥部焼新作展、絵付け体験コーナー、物産即売会、砥部焼チャリティーオークションなどを行い、県内外から約7万人が訪れていただきました。今年も盛大に開催することができました。次に5月20日、県内各所で愛媛県一斉ウォークラリー大会が行われ、「ウォークラリーで陶街道に行く」と題した砥部町会場では、陶祖ヶ丘など砥部小学校周辺の約5キロのコースに、38チーム162人が参加しました。参加者は、砥部焼の絵付けや名物の陶街道うどんを食べるなど、砥部焼の里を満喫していただきました。続きまして生活環境課関係でございますが、下水道接続による上野集中合併浄

化槽解体工事を5月7日入札の結果、大野組が1,656万1千円で落札をいたしました。工期は5月9日から7月31日となっております。次に公共下水道関係でございますが、平成24年5月末現在の公共下水道接続状況についてご報告申し上げます。処理可能戸数704戸、処理戸数427戸、接続率約60%となっております。次に下水道関連工事につきまして、4件の工事を実施いたしております。いずれも順調に工事が進んでおります。詳細については省略をさせていただきます。次に水道関係でございますが、上水道第8次拡張事業に向け、経営変更認可申請書作成業務につきまして、5月7日入札の結果、真鍋設計事務所が1,732万5千円で落札をいたしました。工期は5月10日から平成25年3月31日となっております。続きまして、教育委員会事務局関係ですが、砥部中学校改修工事につきましては、二期工事に着手をし、現在は基礎工事中で、5月末現在35%の進捗状況となっております。砥部中学校武道場改修工事を大和コンストラクション株式会社が施行してございましたけれども、3月27日に完成をいたしております。4ページへお進みください。麻生小学校プール塗装工事を4月16日に入札を実施し、株式会社山装が156万5千円で落札をいたしました。5月30日に完成をいたしております。次に平成24年度の学級編成状況でございますが、小学校総児童数1,186人、学級数55学級、中学校総生徒数623人、学級数21学級となっております。各校ごとの詳細につきましては、5ページに一覧表を載せておりますので参考にいたしてください。続きまして、社会教育関係でございますが、坂村真民記念館の基金寄付金の状況でございますが、寄付件数23件、21年度からの延べ件数1,146件、寄付金額66万1千円、延べ金額5,125万9千円となっております。次に坂村真民記念館関係についてご報告をいたします。3月4日、坂村真民記念館において、近隣市町長、議長、国会議員、坂村家など、約80人を招いて竣工式を行いました。竣工式後には、記念館において餅まきを行い、沢山の周辺の住民の皆様とともに記念館の竣工をお祝いいたしました。次に坂村真民記念館開館プレイベントを町文化会館ふれあいホールで実施し、講演や尺八演奏、コーラス合唱などを行い、入場した約650人の真民ファンが、在りし日の真民さんを偲ぶとともに、記念館の開館に胸を膨らませました。翌3月11日にオープンをいたしました。5月26日、坂村真民記念館の入館者が、1万人に達しました。1万人目となった四国中央市の合田和子さんに、砥部焼額皿とポストカード5枚セットを贈呈をいたしました。3月11日のオープンから、77日での1万人到達となりました。改めて真民氏のファンの多さに驚かされるとともに、今後も入館者増のために取り組みたいと存じております。次に陶街道ゆとり公園体育館改修工事設計業務を5月7日入札の結果、株式会社四国建築設計事務所が441万円で落札をいたしました。後期は5月9日から10月31日までとなっております。5ページへお進みください。文化会館外部外廻り調査改修工事を随意契約により、株式会社フジタ四国支店と1,785万円で契約をいたしました。工期は4月20日から8月31日となっております。下の表につきましては、各学校の児童数学級数でございますので参考にしてください。以上で行政報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番大平弘子君、5番西岡利昌君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る6月6日開催の議会運営委員会において、本日から22日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月22日までの9日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第4 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、4月末までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に議員派遣の結果について、去る6月10日に正副議長他7名の議員を派遣し、第1回議会報告会を北川毛集会所にて開催しましたのでご報告します。次に委員会の行政視察について、産業建設常任委員会が5月21日から23日までの3日間、宮城県内において、災害廃棄物処理業務の現地調査を行った旨の報告がありました。また、総務文教常任委員会が5月23日から25日までの3日間、北海道白老町において、通年議会及び議会改革について、新十津川町において、学校給食センターについて行政視察を行った旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問をされますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。それでは、質問を許します。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡利昌でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。まず最初に寛仁親王殿下がご逝去されて、暗い気持ちになっておるところでございますけれども、ロンドンオリンピックで日本選手が活躍をされることを期待いたします。それでは質問をいたします。全国的に少子高齢化に伴い、都市、農村に関わらず、空き地が、空き家が増加をしております。放置家屋は地震等の災害に弱く、倒壊や火災など、防災上の問題や、衛生面での心配、不審者による防犯上の問題等々が近い将来本町でも増加してくると考えられます。早めに対処をするため、放置家屋に対する条例を作ってはと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

第2問。児童の健全な育成のために、児童は安心して安全な環境で健全に育成されなければなりません。そこで、通学路の危険箇所の再点検をすべきと考えます。また、児童自身が将来自分達の手で住みよい町を作っていくため、地域社会や町政に関心を持ってもらうことが大切と考えますので、昨年9月議会で質問があった、児童議会の実現を重ねて提案をいたします。町長のご所見をお伺いします。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの西岡議員のご質問にお答えをいたします。初めに、放置家屋の対処についてでございますが、将来空き家が増加する可能性は否定できませんが、個人の財産であり、所有者が適切に管理すべきものと考えております。また、現時点では建物を放置したことによるトラブルや相談は寄せられていないこともあり、現段階では放置家屋の対策条例を制度化することは考えておりません。次に、児童の健全育成のためのご提案についてですが、この件につきましては、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。児童の健全育成のためということのご提案についてでございます。まず1点目の通学路の危険箇所の再点検につきましては、通学路は毎年教職員等によりまして、点検を行い、危険と思われる箇所がある場合は、通学路を変更するなどの対応を行っております。また、最近国内では今年4月以降登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでおります。誠に残念でなりません。これを受けまして、今年度は全国的に、全国一斉に小学校を対象に、危険箇所を抽出して、学校、保護者、道路管理者、警察署による合同点検を実施するということになっております。また、松山南警察署の方からは、横断歩道などで白線の消えかかっている場所については、通学路を優先的に整備をしていただけるという連絡も頂いております。今後との児童生徒が安心して通学できるよう、関係機関や団体と連携を図りながら、通学路の交通安全の確保に努めて参りたいと考えております。

2点目の子ども議会の実施についてでございます。昨年9月の定例会におきまして、ご提案をいただいた際に、機会があれば参加について学校と相談して参りたいという答弁をさせていただいております。子どもたちが町の運営であるとか、議会の仕組みを学んで政治への理解、関心を深め、自分達の住んでいる町の問題、あるいは未来について考えていく大切なこととでございます。この件につきましては今後校長会などで意見を聞きながら、



前向きに取り組むを考えていきたいと考えております。以上で西岡議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） まず1問の方の空家の条例は、する考えはないと言われますけれども、今までなかったからしないんだということですからけれども、今後増えてくるということで、早めにいうことをお願いをしておるわけです。そういう持ち主が県外などに出られて税金も未納とか、そういうものはないのかあるのか。また固定資産税は更地と建物がある場合はどちらが高いのか。その2点をお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま西岡議員さんから再質問をいただきました。備えあれば憂いなしということで、早くやれということですが、私は考え方として、やはりその時その時によって状況も当然変わってくると思います。よりベターな条例を作るのはある程度先が見えてやるのがいいんじゃないかというふうに考えております。決して早く作るだけでは私はいいとは思っておりませんので、その点をご理解いただきたいと思ひます。税の問題につきましては、担当の課長より答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） 西岡議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず1点目の空家の滞納状況でございますが、私どもの方では現在で空き家の所有者への課税で滞納になっておるいうふうな情報はつかんでおりません。また、2点目の上ものがあるなしによって、固定資産税がどう変わるか、というようなご質問であったと思ひます。これにつきましては、テレビ報道でも放送されておりましたけれども、いくら傾いた家でも、居住用家屋が残っておりますと、小規模住宅用地といたしまして、200平米までであれば6分の1の軽減がききます。なければ全額が、6倍が上がるといったことで、軽減措置、200平米超えますと、軽減措置は3分の1というふうな措置でございます。でもって、所有者のご判断に私どもといたしましては、委ねておるところということでございます。以上で西岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今税務課の方から説明がありましたように、家屋が建っていれば安くて更地の方が高いというようなことがありました。こういうことがやっぱり将来そういうふうな廃屋的な家ができて、取り壊しが進まないというような原因になるのではないかなあと、そういうところでやはり更地も、家が建つとつても同じにするようなことを考えていただきたらと思ひますが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょう。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 廃棄された家屋とか空き家を更地にするというのは、私はあくまでですね、己の財産でございますので、自己責任がまず基本だと思ひます。やはりそういう指導をしていくのが役場であると思ひますので、先も申し上げましたように、そういうような事例が出てくれば、状況を見極めながらきちんと対応できる条例を作っていきたい

というふうに考えております。あくまで自己責任が基本であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 第2点の教育長さんの答弁で、毎年色々なこと、そういう危険箇所を調べて変更を行っておると言われましたが、具体的に最近どういうところをどういうふうな変更が行われたか、ご説明を。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 再質問にお答えいたします。通学路の点検をやった際に、変更という、具体的な変更をはっきり変えたというのは報告は聞いておりませんが、一時的に何らかの工事があるとか、そういった支障がある場合に迂回をするといったような形の一時的な変更というのは、時々あります。大きな変更というのは報告を聞いておりません。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） どちらかといえば車が優先であると、今のやりかたはあると思うんですが、人が優先ということのを頭に置いて、今、時間的に通行制限というような場所もかなりあるかなという感じもするんですが、そういうところをもっと危険なところがあれば、ちょっと車の方は遠慮していただく時間帯を作っていくようなところはないのかあるのか、また、今サマータイムとかいうような感じで、大企業などがやられておりますけど、その通学時間帯を冬場は少し遅くするとか、夏場は早く始業時間をするというようなことはできるのか、考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 登校の時間の変更の関係につきましては、学校の方でのある程度授業時数に影響してくるというふうなこと等もあります。そういったことで、通勤の車の多い時間帯を避けるということを考えても、どうしても同じような時間帯になってこようかというふうに思います。なかなかその辺り時間の変更というのは難しいかもわかりません。ただ、合同点検を実施するというふうなことで先ほど申し上げましたように、この件につきましては、文部科学省と国土交通省と警察庁、この3省庁が連携して対応策を検討するというふうなことになっております。そういった中で、例えば学校周辺のスクールゾーンの設定をするであるとか、あるいは時間帯によって通学路の区間だけ時間帯によって車の通行の制限をするとかいったような対応も、1つの方法にあらうかというふうには思っておりますけども、いずれにしても生活道路であるというところも考えて、警察との協議であるとか、いうふうな形を取らなければなりませんので、今すぐ、また学校の方におきましても、先ほど申し上げました授業時数との関係も出てきます。時間の変更という形というのは、現状では難しいのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） それからですね、先ほど車優先社会と言いましたが、これはやはり人が優先が当たり前でございますので、皆さま方も運転する時には、気を付けてまず歩行者優先でやっていただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌）　そういう時間の変更はなかなか難しいんだというふうに今言われましたけども、やはり固定観念にこだわるのではなくて、人命を大切にすることから、柔軟に対応していただきますように、考えていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎）　以上で西岡利昌君の質問を終わります。次に、1番佐々木隆雄君の質問を許可します。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄）　1番佐々木隆雄でございます。今日は3点準備をいたしました。まず第1点目は、先ほどの各町長副町長の報告等にもありましたが、坂村真民記念館がオープンして、77日目で1万人のお客さんが見えられたというふうなことで、これ自身は町への訪問客が増えたということで大いに喜ぶべきことではないでしょうか。さて、せっかくといたしますか、わざわざこの砥部町に来ていただいたんですけども、真民記念館、更には伝統産業会館、この町を代表する観光施設2つ共に、月曜日がお休みだというふうなことで、しかも、砥部焼の代表窯元である梅山窯さんも同じように月曜日がお休みだというふうなことで、砥部はどこ行っても休みなんだねというふうな声、更にはこれは県の施設ですが、とべ動物園も月曜日がお休みというふうになっておりまして、さっき言いましたように、せっかく砥部に来ていただいたのに主なところがみんな休みで、行くところがないねというふうな声が、ここに関係者というふうに書いておりますが、やっぱり施設で働く職員が実際に外から来られた方にかなり厳しく言われたというふうなことで、これはさっそくちょっと考え直す必要もあるんじゃないかならうかというふうなことで、質問をさせていただいたわけです。たとえば子どもの城は水曜日がお休みです。そういうふうなことで、せっかく子どもさんをつれて遊びに行っても、どちらも休みだったというふうなことにはならないように、それなりに県はたぶん配慮もしているんだろうというふうに思います。そういうふうなことで、砥部町のところでもですね、せっかく来ていただいた方にあそこも休みここも休みで行くところないというふうに言われることのないように、少し工夫をする必要があるんじゃないかというふうなことで、特に町の活性化というふうなことも含めて、この真民記念館、オープンしたわけですけども、そういう目的に沿ったような運営ももう少し検討する必要があるんじゃないかというふうに考えます。その点について、町長はどうお考えでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

第2点目は、平成23年11月24日から12月20日にかけて、住民アンケートを実施いたしました。その結果報告を見てみましたら、例えば行政報告だとか、医療福祉だとか、観光産業だとか、教育文化だとか、大きく5つに分けた、この間の施策に対する総合評価というのを載せておりました。満足、それからやや満足、これが合わせて39.5%、不満、やや不満、これは9.8%ということで、そういう意味では満足度の方は高いようなんですが、どちらとも言えないというのが一番多くて、41.5%というような数字からですね、この報告書の最後にははっきりと合格点をいただいたとは言い切れないと言うふうに表現もしております。満足、やや満足、それから不満、やや不満、まあ満足してる部分と不満な部分というふうな対比を少ししてみました。そうすると、不満の高いものですね、大きく分けた5つの中で、特に産業、観光関連の中では、観光は比較的まだ満足

度としては高いようだったんですが、農業、林業、商業、工業、雇用労働政策、これらすべて不満の方が数字が高くなっていました。そういう意味では、これは直接今回の質問とは関係はないんですが、観光以外のところの産業についても、見直しもやっぱり必要だなというふうなことも言えるんじゃないかと思います。それから、もう少し目についてのはですね、行財政運営、それから社会保障の充実、これらについても町民の方は不満の方が高い数字を回答として出しておりました。そういうふうな現状の評価の中から、実際に今後の色んな施策の中に、重要だというふうに当然繋がってくるんだらうと思いますが、ほとんどの項目で、教育文化のところでも少し2つほど50%切っておるものがありました。他の項目は全て50%を超え、高いものは75%辺りを示しているようなものもありました。少し前置きは長くなりましたが、こういう住民の声を聞くことは非常に大切です。アンケートの中にもこういうアンケートを取ってくださってありがとうございますというふうなお礼の文章なんかも見られましたが、こういうアンケートを取ることで、これを実際に今後の町運営の中に生かしていくということが大切なことでありますが、私はこの中でいくつかあったんですけども、取り上げておきたいのが、今後望む交通サービスというところで、交通が不便な地区において、コミュニティバス等を運行する交通サービス、これが42.2%、町の主な施設を巡回する交通サービス18.4%、合わせると60%を超えます。ここで70%となっておりますが、60に訂正をさせていただきます。こういう高い数字を出されてる町民の声に対して、これはやっぱり具体化していく必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますが、今後どのような方向で進めていかれるのか、町長にお伺いをいたします。

第3点目は、伊方原発の稼働に関する町長のお考えを少しお聞きしたいなということで、質問をさせていただいております。福島第1原発事故では、地震動によって原子炉の重要部分に破壊が起こった疑いが指摘されております。中央構造線活断層が沖合6kmにある伊方原発にとって、重大な問題ではないでしょうか。内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会に参画している高知大学の岡村眞特認教授は、南海トラフの巨大連動型地震により、中央構造線や、内陸の活断層が活発化するのとは当然で、一緒に議論する必要があるというような議論も出た、特に愛媛は中央構造線と伊方原発を抱えている、南海トラフだけを考えては不十分だろう。これは4月1日付の愛媛新聞に報道されてたんですが、そういう報道がありました。佐田岬北側の想定の高さの津波の高さの比較だけで、これで大丈夫というようなことはやっぱり言えないんじゃないだろうかと思っております。また、全国で唯一内海に面している伊方原発の過酷事故は、閉鎖性水域である瀬戸内海に甚大な被害を及ぼします。福島から太平洋に広がった汚染予測地図を伊方に重ねてみれば、まさに西日本全域に被害が及ぶんじゃないんじゃないかというふうにも考えられます。そのような状況も踏まえ、先ほど冒頭のごあいさつの中で町長は夏の電力事情を考えると、国民生活や産業界にとっても、非常に憂慮すべきことでもあるんじゃないかというふうな発言もされましたが、特に今伊方ではですね、愛媛県内では、伊方原発について裁判訴訟まで起きてるような状態でございます。また大飯原発が今にも再稼働がされるんじゃないかというふうなことでもありますが、私のところにはやっぱり色んな声が、伊方原発なんとか稼働しないよ

うに働きかけをしてほしいというふうな声も寄せられております。心配の声がたくさん来ております。そういうふうなことで、町長の方にもですね、ぜひ中村知事の方にも、砥部町民の中からそういう声も出てるということもお伝えすると同時に、この原発の再稼働について、どのようにお考えなのか、お聞きをしたいというふうなことでございます。以上3点よろしくお願いいいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず始めに、町の観光施設の休館日設定の再考をということでございました。休日をどうするかということは、我々も大変議論を重ねたところであります。同一の日にするのがいいのか、休日を別にするのがいいのか、この点については、私も元は観光業者でございますので、そういうことについてこれは頭を痛めた問題でございます。その中で、みなさんも御承知のとおり、坂村真民記念館と砥部焼伝統産業会館は近接いたしております。この立地を最大限に生かし、伝統産業会館と坂村真民記念館の入館者の増加に繋がるように、両館の共通券も作りました。そういうことで、両館が一体となって砥部町を内外にアピールした方がより効果的であると判断をいたしました。両館の休館日は同じ日ということになったわけでございますが、佐々木議員さんのような考え方もあります。今後のお客様の動向、そしてまたご意見を聞きながら、この件については柔軟に対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、公共交通サービスの充実が必要ではということでございます。この公共交通については、議員の皆様から今までにも何度かご質問を、そしてまたご提案をいただきました。あれば便利というのはもう当然でございます。広田地区のスクールバスの利用状況から、私なりに推測しますと、費用がかかる割合に利用者が少ないのではないかと懸念を持っております。定期運行の交通機関はお客様がいなくても運行しなくてはなりません。そして、不定期、例えばデマンドのように予約制にしても、コストがかなりかかります。試算で言いますと、他の町村の例を見ますと、やはり年間4千万から5千万ぐらいの町からの持ち出しがいつている状況であります。もちろん今後高齢者の方々の移動手段を確保するということは、重要な課題だと認識しております。コミュニティバスだけでなく、色々な交通サービス手段について、議員の皆様とも話し合いをさせていただいたらと思っております。

続いて、伊方原発の再稼働についてですが、原子力発電に関する事項につきましては、以前も答弁させていただきましたが、県の町村会として、国や電力会社に対して、要望や要請等を行ってきたところであります。今月号の広報とべ「拝啓町民のみなさま」で書かせていただきましたが、先般四国電力の対応について現地視察を町村会として行って参りました。再稼働につきましては、大飯原発の再稼働が国の決断で動く方向にあり、私としましては、国や県が安全確認し、地元の理解も得られるようであれば、再稼働もあるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、国県の責任において判断されるものであろうというふうに考えておりますので、私が直接どうということは申し上げられません。よろしくお願いいいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） まず第1点目の休館日の設定の件なんですが、この真民記念館がオープンしてからの隣の伝産会館の入場者数だとか、さらには、これは月曜日が確か休みではなかったと思うんですけども、砥部焼創作館でしたですかね、あちらの方の入場者というか、訪問者数というか、その辺はいかがなんでしょうか。どのぐらいの数字なんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 陶芸創作館の入場者数については、私はちょっと把握しておりませんので、担当の課長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。まず伝統産業会館の入場者数でございますが、24年3月、2,543人でございます。前年度同月1,078人の増。4月につきましては、4,176人。前年度対比1,092人の増。その中で共通券、1回限りの共通券がその内使っておるのが、3月が365人、4月が527人と、あと年間パスは5人と2人というかたちに統計的には出ております。なお、創作館、絵付けのところでございますが、申し訳ございません、いま私資料を持っておりませんので、その統計資料はありませんので、あとで報告をさせていただけたらと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 伝統産業会館は以前は木曜日でしたですかね、休みが。ちょっと現場で館長さんに月曜日が変わってから、木曜日じゃないんですか、ずっと月曜日だったんですか。なかったんですか。無休だったんですかね。印刷物等でですね、一応その月曜日が休みだというふうなことを告知はしてるから、比較的問題はないんじゃないでしょうかというふうなことではあったんですが、最初も言いましたようにですね、実際に必ずしもみて来られるわけじゃない方もいるわけで、行ってみてあら休みだったねというふうなことで、特にさっき私が申しました職員が言われたのは、実際に来てみて初めてえーって、休みなのってというふうなことだったというふうなことですね、告知はもちろんしてはいますけど、やはり知らないで来るという方もまだまだ多いんじゃないかと思います。そういうことで、町長、一度アンケートも含めてもう少し利用者の声なんかも聴きながら、柔軟な対応が必要だろうというふうな回答ではあったんですけども、やはり考え方としてはですね、なるだけ、せっかく来てくれたお客さんにお接待の心と言いますか、そういう気持ちも込めて、砥部は温かいというふうなものを、イメージを持ってもらいたいですし、どっちかと言いますと、否定的なものというのは、1つのことが10にも20にも広がって、いいことはなかなか広がらないというのはよくありますが、何だ砥部はいつも休みじゃないかみたいなことになると、やっぱりあんまりいいイメージではなくなってしまうので、その辺ではですね、早く状況も整理もしながら、少し検討をしてもらいたいというふうに思います。

2点目の公共交通サービスのところでは、私も質問もしたことがあります。同じような

回答が町長からもあったんですが、町の持ち出しは、やっぱりこの間の色んな自治体で実施して、ないよというふうなところはあんまりないようですね、どうしても持ち出しが必要だというふうなことのようなんですけれども、ある程度はやっぱり費用対効果も必要なんです、やっぱり町民の暮らしにかかわる部分ですから、広田のスクールバスだけでの判断というのは、いかがなものかというふうに思われます。このアンケートの中見てもですね、例えば、具体的に地名まで挙がってるところがありました。川井方面や頭ノ向、それから五本松、もちろん広田、こういうふうにですね、やはり今元々バスが走ってたところで、公共の交通機関のバスがなくなったというふうなことのやっぱり裏返しで、こういうところからぜひそういうサービスをやってほしいというふうに出されてるんだと思います。その辺では、費用対効果のことだけじゃなくて、やはり町民の足の確保という所では、行政のところでも今一つ思い切った手を打つことが必要じゃないかと思います。その辺で、町長、何かこの近辺の、たとえば松前町とか、東温市なんかの需要なんかも含めましてですね、砥部町でこういう方法であれば、できる限り持ち出しが少なく、やっていけるんじゃないかというふうな、そんなものはお考えになっていただけないでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今佐々木議員さんからご質問がありましたが、私は費用対効果というのは、そのもの自体でですね、損得ではないんですよ。そのお金をいかに有効に他のものに使えるかということでありまして、そのもの、公共というのは、サービスというのは、当然赤字なんです。これは皆さんもご存じのとおりで、私もそのことは存じております。そういう中で、限られた予算の中で、どのように使うか、これが私は大切だというふうに思っております。それと、先ほどから申し上げておりますように、川井、七折線につきましても、外山線につきましても、伊予鉄バスが運行していた時に、1便当たり1. 何人の乗車しかいなかったということでもあります。そういうことで、バスの路線で走らせてもらっても、そういう状況でありますので、今それにお金をたくさん持っていくのは、ちょっと無理があるんじゃないかというふうに考えております。それともう1つ私が考えるのは、例えば近隣の方が車で連れ立って乗せて行こうとか、それに対する何かの町の券を出すとか、それから、またタクシー券なりを町が配布するとか、お金をそんなに使わなくてもできる方法があるんじゃないかなという気持ちを持っております。そういうことで、この件については、議員さんとも膝をつめて話してみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 伊予鉄バスさんの利用が少ないというふうに町長が言われましたが、このアンケートの中でもやっぱりそれは運賃が高いからということですね、複数だとは思いますが、64. 3%の人が路線バスに不満だというふうな回答をされてるわけです。やはり路線バスの場合、どうしても高くなるというようなことですね、利用を遠慮してるということじゃないかと思っております。昨年私総務文教常任委員会に属してましたんですが、その時に茨城県の城里町というところに行政視察行きて、あちらで現地の

デマンドタクシーの実態を勉強をさせていただきました。やはり合併のことも含めてなんですけども、現地も3つの町や村が合併してできた町だったんですけども、どうしても交通の不便なところで、そういうものを走らせないとなかなか行き来が不便だと。見てましたら画面に私が例えば利用したいと思えば、町の方に電話を入れると、そうするとあらかじめ利用者は登録しておきますので、登録してる電話番号かなんかで、すぐ場所がわかってですね、何時ぐらいに行けますというふうな対応なんかもあってですね、それを利用できるというふうなことで、非常に便利な仕組みを作っておられて、感心して帰りました。今町長も言われましたけれども、私も議員もできれば参加させていただいてですね、地域住民の方と一緒にまずはそういうみんなで作っていく砥部町の交通システムといいますか、そういうものなんかもぜひ実現もさせていただきたいというふうに思います。その辺で改めてですね、できる限り、費用対効果のお話もありましたが、みんなの知恵と力を持ち寄ってですね、なるだけ効果の高いそういうシステムを作っていけたらなあというふうに思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。名称は別にしましてですね、そういうふうなものをですね、町長の方で音頭取って、作っていただくというふうなことは、可能でございましょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 佐々木議員さんから頂きました。さっきも申しあげましたように、これからどういうものが一番町民の皆さまにとって、使いやすいか、便利なか、そういうことも含めて検討をしていきたいというふうに思います。近隣の例で言いますと、松前町がやってるわけなんですけど、松前町も乗車の方が非常に少なかったわけです。そして、今エミフルへ全部行くようにしましたら、お客さんが増えたというような話も聞いております。やはりそれは住民のみなさんのどこを望んでいるかということに1つのポイントがあったのではないかとこのように考えております。そういうことで、この件につきましては、じっくりとやはり考えなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 公共交通サービスについては、前向きに考えていきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。3点目の伊方原発に関することなんですけど、まず町長にお聞きします。現地を訪問されたというふうなことで言われましたんですけど、現地に行ってどのような説明を受け、どのような施設を見られたのかまずお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） まず電源をきちっとまず確保しなければならないということで、それを1番最初に見せていただきました。今伊方の原発の立地は海拔10mのところにあります。その原発の施設からまだ上の33mのところ、電源の色んな取り方をやっております。新たに今までの電源以外に、そこから電線を引いてとる方法とか、それからまたカバーをしてやる方法、そして発電機、これは自動車が発電ができるようになっておりました。これが2台ありました。そういうふうなことで、まず電源の問題、それともう1つは



原子炉を冷やす水の問題であります。水につきましても、色んなところから取り、その放水ができるようになっております。管につきましても、今までのものより柔らかいもので長持ちするもの、こういうようなものを設置されておりました。そしてまた消防車も2台用意をされておりました。その他に、海水をくみ上げて入れるような施設もやっておりました。そういうことで、私が見せていただきました。しかし私は原子力の素人でございますので、ご説明をいただいて、そうかなと、そういうことで2重3重にやってるといのは私はわかりました。この手この手と、次にはこれがあるというふうにやっていることはわかりましたが、それが効果的にどういうふうに対応するのかとか、そういうことについてはなかなかわかりませんでした。しかし、ご説明を聞いて、色々やってるなど、手立ては取っている。それでも、私もさっきも申し上げましたように、町長としての判断というのはできません。と言うのは、私はあくまで専門家でもありませんし、素人の域を出ません。そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 中央構造線の関係、活断層のことだとか、この辺は何かその時に説明なり、お受けになりましたですか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中央構造線につきましても、説明は頂きました。今の状況からいって、特別な問題はないというような説明であったというふうに私は記憶をしております。細かいことについてはですね、また佐々木議員さんともどういうことをしたというのを、資料持っておりますので、またご説明をさせていただいたらと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） なかなか特に専門的なことで確かに判断は難しい部分はあろうかと思いますが、少しは私なりにですね、思っておることを少し述べさせてもらったらと思うんですが、再稼働するかどうかの判断は、安全性が科学的に保証されるという、これがまず最大の基準じゃないかなと思います。福島原発の事故の原因究明がやはりいまだにされていません。それから、政府がとりあえず30項目安全対策、こんなものをというふうに出しましたが、当然これもまだやられておりません。更には、仮になんですけども、その爆発したらどうなるんだというようなことでは、放射能がどうばらまかれるのか、こういうものも予測されておられません。避難計画どうするのか、こんなことについても、決まっておられません。それから原子力に対する本当にこう、まともなと言いますかね、規制機関がありません。そんなことなんかも含めまして、まだまだ不安な部分があります。そういう意味では、今日本全国すべての原発が止まっているわけなんですけども、この伊方原発も知事を含め各市町村のところでも、色んなお考えもあるようなんですけども、ぜひ私としてはですね、再稼働をしないままこの夏を乗り切って、原発なくってもむしろ他に今色々模索もされております、代替えになる自然エネルギーのいろんな知恵を活用して、そっちに変えていくというふうな方向に持っていくことが必要ではないかなというふうにも思います。そのようなことを踏まえてですね、町長にこれ以上質問というふうなことはいたしません。改めまして、議論をいただきましたことにお礼を申し上げまして、私の質問を終わ

らせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 以上で佐々木隆雄君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。なお、会議の再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（政岡洋三郎） それでは再開をします。8番栗林政伸君の質問を許可します。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 議長のお許しを頂きましたので、8番栗林ですが、2点質問をいたします。まず始めにですね、私も町長は任期はあと7カ月ということを申し上げました。私たちも同じでございます。先ほど佐々木議員が原子力発電のことで、最後の3番目の質問をしました。私も一昨日、サマーヘアスタイルにしてみました。これは一昨日どっかのテレビが、散髪屋さんを映したんですよ。夕方のテレビで。そのテレビは私は前のお昼に散髪をしてきましたので、そのテレビ局の人が、サマーヘアスタイルにすると、1ヶ月130円の節電ができると、いうことを言っておりましたので、議員各位もできたら夏場は節電をしていただきたいと思います。それでは、次の2点を質問したいと思います。まず始めに、真民先生育ちの地と友好都市をとということですが、始めに、先ほどからも度々申しておりました、3月10日に真民記念館が開館して、77日で1万人の来場者が、達成したという報道もありました。これは中村町長が熱心に努力をして、集客に努めた結果だと思えます。これが長く続いてほしいと念願しております。それでは、本題に入ります。真民先生は明治42年1月6日、熊本県玉名郡府本村、現在の荒尾市ですが、ここで生まれ、3歳の時に玉名郡玉名村、今は玉名市ですが、そこに移りました。以来、18歳までそこで小学校、中学校を卒業しております。37歳の時、四国に渡り、教員生活を続けてきました。砥部町には、昭和42年に居を定めました。昭和45年61歳の時に京都市の常照寺に一番碑が建てられ、95歳の時に、議員各位は玉名市の方に中学校の視察に行った時にちょっと寄りましたが、玉名高校に念ずれば花開くの700番碑が建てられております。先生の唄は、弱者に寄り添い、癒しと勇気と与えるもので、全国にたくさんのファンがおられます。3月10日のイベントや、11日の開館式には、全国から多くの方が来てくれました。先生が少年時代を過ごされた玉名市からも、市会議員をはじめ、多数の方が来てくれております。また玉名市では、先生の遺志を受け継いで、今も熱心に朴の会をしていると聞いております。真民記念館が出来たのを機会に、玉名市と友好都市を結んではどうでしょうか。そして、お互いに交流をしていけたらいいと思います。次に記念館の入場料についてですが、提案をしたいと思えます。現在の小学生中学生は200円が必要です。町内の子供については、無料にしたらどうでしょうか。現在遠足で来る時は、無料にしているそうですが、子どもが個人や友達と来る時も無料にして、子どもたちが楽しく拝観、勉強できたらいいと思えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2番目に、学校給食の安全についてを質問します。東北大震災から1年3カ月が過ぎま

した。福島原発事故による放射能が未だに除染をされておられません。危険地区も徐々に解除されておりますが、一部で一時帰宅が始まっているのが現状です。特に人体に影響のある放射性物質が子どもに影響があると言われております。そこで学校給食について教育長にお尋ねをします。1つ、給食センターと保育園の給食で、東北、関東方面の食材を使用しておりますか。2番目に、地産地消で町内産や県内産を使用する時、簡易検査をしておりますか。3番目、給食センターと保育園の給食の献立表を子どもの家庭に配布しておりますか。その献立表には、産地を明記しておりますか。4番目、学校給食に対する安全安心について、保護者からの問い合わせがありますか。以上教育長のご所見をお伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 栗林議員さんのご質問にお答えする前に、サマーヘアスタイルということで、本当に清々しい頭になっておるのに敬意を表したいと思います。私は年中サマーヘアスタイルでございますので、ご理解をいただきたいと思います。それでは栗林議員さんのご質問にお答えしたいと思います。初めに、真民先生育ちの地と友好都市をということでご質問をいただきました。真民先生ゆかりの地と交流を深めることは大変結構なことだと思います。お生まれになった荒尾市府本町には、ふもと焼の窯元である井上泰秋先生がいらっしゃる、今も真民先生の顕彰をいただいております。たまたまこのふもと焼の窯元の丁度隣が真民先生の生誕された地であります。また玉名市におきましては、市議員さんはじめ、大勢の方が真民記念館のオープンにもお越しいただきました。そういうことで、今も念ずれば花開くの会という名前に変えて、玉名市でも多くの方が真民先生の顕彰をしてくれているようでございます。そこで交流でございますが、まずは住民や関係者の皆さんの間で交流を深め、その流れの中で、自治体同士の友好都市を考えていければと思っております。そうすることで、玉名市との息の長い、そしてまた深いつながりができると信じております。それから2番目の町内の子どもたち、真民記念館の入場料無料にしたらということで、お話をいただきました。実は、これは、栗林議員と懇親会の席で、栗林議員さんからご提案をいただいて、そして私はええことやなどは言ったんですけど、そのあとの報告を忘れておりました、実は、この問題につきましては、5月22日から、町内の児童生徒の観覧料を免除しております。坂村真民先生の考え方、心、それを真民さんの詩に触れ合う機会をより多くして、子どもたちに多くのことを学んでいただきたいというふうに考えております。このことについてはもう実施をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

続いて、学校給食の安全についてのご質問ですが、このあと保育所を含めて教育長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。学校給食の安全についてのご質問ということで、お答えをさせていただきます。まず給食の食材についてでございますけれども、学校給食センターの食材の調達につきましては、県内産を基本ということで、それで不足する場合は四国产、そして西日本産、というふうに調達範囲を拡大して納入するように業者に指示をしております。平成23年度におきましては、関東や東

北方面からの食材も一部使用しておりますけれども、いずれも検査に合格した安全なものと考えております。また保育所におきましては、食材は町内の個人業者から購入しております、できる限り県内産の食材ということでお願いをしております。次に町内産や県内産の食材の簡易検査とすることについてでございますが、町内産や県内産につきましても、安全であるというふうに考えておりますので、現在のところ検査はいたしておりません。次に、献立表についてでございます。献立表は毎月学校、保育所から各家庭に配布をしております。それで産地の明記については、食材の納入時に業者から提出される検収表と言うのがございます。それで初めて産地がわかるということでございますので、献立表は前月、前の月に作成をいたしますので、産地の明記はできておりません。しかし、町内産の食材につきましても、献立表の作成時に生産者がわかりますので、献立表の枠外に、その食材名は明記を、町内産については明記をいたしてあります。4点目の保護者からの問い合わせについてでございますが、昨年9月に砥部の学校給食センターの方へ、関東東北方面からも納入していると思うが、大丈夫でしょうかという問い合わせの電話が1件ございました。これに対して、物資の、先ほど申し上げましたように、物資の調達の方法等を説明をさせていただきまして、ご理解をさせていただいております。その他、学校保育所に対する食材の調達方法等についての問い合わせはなかったと聞いております。いずれにいたしましても、衛生管理の徹底と安全で安心できる栄養のバランスのとれたおいしい給食の提供に努めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いを申し上げます。以上で栗林議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） まず町長、友好都市の件、答弁ありがとうございました。特にこの真民先生は、もう、先ほど言いましたように、玉名市とは縁が深いと思います。町長もまず民間とか色々交流もして、そして、言いよりました。これも相手もありますことですので、こちらが投げかけても、ね、相手がいけませんよと言われる場合もありますから、まずこの辺は民間の人とも、先ほど町長も言いよりましたように、ね。私あの、この福岡県の篠栗町という所がテレビで2回見たんですよ、夜。ここで87番の龍泉堂というところですよ。町長もご存じやと思いますよ、ここのお堂を管理している木山マキ子さん、100年祭の時も、開館のイベントも、開館式も、来てくれております。ここへ私、町長行ってきました。わざわざ。ほれで色々お話も聞いて帰りました。そしたら町長も先言われておりましたように、玉名市では本田智子さんと言う方が、代表で、やはり町長念ずれば花開くのを、定期的に開いております。ほれでまた、先ほど町長言っておりました、陶芸家の井上さん、これ有名な陶芸家らしいですね、人間国宝に近い人らしいんですけど、この人も、この人がまた、別でやっとなら、というようなこともお聞きしておりますので、そこら辺からでも、交流でもして、そしてまたゆくゆくは友好都市に結び付けていくというふうに、私はしたらいいんじゃないかと思っております。それで、入場券は、町長、しましたということなんで、それに絡んで、町民のみなさんに、無料券を出しましたね。あの念ずれば花開くの開館の、案内の時に、このぐらいの下にね、一番下に、あれ町長、皆聞いてみたら、知らずに処分しとる人が多いんですよ。大体その券を使って、砥部の住民の人

が何人ぐらい来てられるのか、分かれば教えてください。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 人数の方まだ把握が私できておりませんので、担当の課長の方が把握してるかどうか、ちょっと確認をいたします。それとあれを2月号で撒いた関係もありまして、ちょっと早すぎたなというのと、やはりあのご指摘いただいたとおり、券が小さかったので分からなかったというのがあります。やはり記念館というのは、町民の皆さんのものでありますので、再度ですね、町民の皆さまに、入場券をお配りするとか、そういうことを検討して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） ただいまの栗林議員さんの町民の入館者というお話がございました。数的に、この無料、入館者数の累計を取っておりますけども、有料と無料に分けて取っておるんですが、無料がすべて町民かどうかというのはちょっとわかりませんが、無料の入館者数につきましては、開館以後、累計で1,678名の方が無料入館者という形で来られてます。ほとんどが町民の方だろうかと言うふうに思っております。ちなみに有料の方が9,590名。入館者数合計で今現在で、6月の10日現在ですけども、1万1,200あまりということでございます。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 町長の本当にいい、答弁ありがとうございました。もう一回町長、今度は、町民のみなさんによくわかるような、無料招待券にして、町民の人が見たらすぐ行けるというような、また配布してください。それと町長さんね、西澤館長さん、熱心にやってくれとんですが、先ほど言いましたように、まあ真民先生の癒しの勉強をする学校、小学校中学校する、クラスがあればですね、課外授業みたいな形でもかまわない、行って真民先生のことを館長さんが話をするいうんですよ。そこらへんもできるかどうか、ちょっと町長お考えを。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今栗林議員さんから質問ありました、真民講座と言いますか、これについてでございますが、西澤さんも大変慣れてきましたし、ユーモアも交えてお話をいただいております。そういうことで、ボランティアガイドの養成も始まりました、これから学生の方、小学生中学生、この方にも聞いていただくような講座を作りたいと思いますので、どんどん真民記念館で発信をして参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） どうもありがとうございました。真民記念館については、町長、これで終わりたいと思います。そしてですね、教育長、子どもを持つ数名の保護者の方からですね、心配のために、さっき電話が1件あったということやったんですけど、私も電話と相談があったんですよ。そして、5月の連休頃に、教育長、愛媛新聞に出ておりました、砥部町は関東地方から調達する食材に対して、納入業者に安全証明を添付するように指導しているという記事が出ておりましたね。見ました。はい。いくつものね、流通をしてく

と思うんですよ。先ほど流通経路は地元が一番だと、そして県内産、関東方面からも日本全体からとも言っていましたけれども、やっぱり色々な流通経路をしてくるので、保護者の人は本当に不安ですと、特にセシウムはですね、子どもに対しての発がん性が高いのでですね、給食センター、そして保育園の調理でも県外や県内、地元産を合わせてですね、簡易検査をしてほしいと、私にも言われたんですよ。また保護者に配布する献立表、先ほど言いよりでしたが、1か月前にする献立表もあるし、間に合う献立表もあるということも言われておりましたが、できるだけ、できたら記入をして、保護者が安心できるようにしてほしいと思うのですが、教育長、お願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 栗林議員さんの再質問でございます。給食の食材の安心安全と、当然のことございまして、それなりの注意をするというふうなことは当然でございますし、もう1点はやっぱり生産者、流通経路においてもそれなりの敏感な、検査もやっておるといふふうなことでございますので、あまりその過敏になり過ぎるとどうかなというふうな風評被害に繋がるというふうなことも避けなければならないかなというふうなことも思っております。それとは別で、今年度文部科学省の方から県に対する委託事業が1つございまして、学校給食モニタリング事業というのがございまして、この事業は、今年の7月から来年の2月までの給食の食材を毎月1週間分、県の衛生研究所に送りまして、ゲルマニウム半導体検出器という機械で、放射性物質の有無の検査を行う事業とすることで、費用は県の教育委員会が負担するということでございますので、それに対して応募の申し込みをしておるといふふうなところでございまして、食する以前でなくて、食した後の検査とすることになるので、そこら辺りが十分とは言えないかもわかりませんが、1つの安全確認のための手段というふうなことで、そういったことも考えております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） もう最後になりますが、今の学校給食の件ですが、先ほど佐々木議員が伊方原発を再稼働せんように止めてくれと言っておりましたが、これはどうも、私が原稿作った時は、先伊方が動くんじゃないかなというふうな新聞報道なんかもありました。それで最近変わってきて、たぶん明日ぐらいに総理大臣がOK出すと思うんですよ。大飯のね。今日の新聞か、見ておきますと、全部の原発が、昨日の地図に出ておりましたが、耐震ができるところできてないところのチェックしております。伊方はマルなんです。町長先ほど言っておりましたが、これ耐震設備できておる、マルなん、新聞報道見たら。それで、私は恐らく大飯は明日あれして、まあ1カ月ぐらいかかるらしいですけどね、稼働するまでに。次には恐らく伊方ぐらいくるんじゃないかなと思うんですよ。そうすると、砥部町もね、50km圏内に入っとんですね、伊方から。特に冬場は西ね、西の風がなんか強い、季節風が強いと、まともに伊方の方から来るんですよ。そういうことをね、やっぱり保護者の方も心配をするんですよ。それで、それと松山市がやっぱり自主検査を計画しとるそうなんです、松山市は。それもあから、いわゆるぜひ検査をしてほしいということをおっしゃっております。またね、教育長、見たか見んかあれですが、新聞

報道で徳島市の保育所にですね、学校給食の食材を販売している業者が扱う乾燥シイタケ、この乾燥シイタケの一部からね、国の新しい基準を超える放射性セシウムが検出されたと言うのを、教育長見ましたか。見てないですか。見てない。愛媛新聞に出とったんですよ。愛媛新聞に。私は毎朝4時には新聞来るから毎朝見るんですけどね。愛媛新聞に出とりました。それで、このシイタケ、教育長ね、岩手県産だった。調べてみると。しかも岩手県の花巻産で、大阪の業者を経て徳島市の食品加工業者が袋に包装したそうなんです。12kgの内、2kgは自主回収できたんじゃないけどですね、10kgはもう使用したと、使用した後やということを出ておりました。それでまた、3月の末にはですね、福島県の36市町村が出荷停止に、4月以降は6県89市町村に拡大を、出荷停止が拡大しとるんです。そういう事態が出とんですよ。ですから、またそれと、福島産の牛肉をね、鹿児島産と偽って出荷もしていたという記事も出ておりました。これは一般ですけどね。一般のやけど。先ほども言いましたようにですね、そういう報道がされるためにですね、保護者は子どもにはセシウムが一番危険やということ、言われておりますので、松山市もそういう自主検査をするというようなことも、新聞報道にも出ておりましたが、ちょっとそこら辺参考にして、検討してみてください。以上で私の質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 以上で栗林政伸君の質問を終わります。次に、15番平岡文男君の質問を許可します。15番平岡文男君。

○15番（平岡文男） 15番平岡文男でございます。私の質問は中村町長の4選出馬についてお尋ねしたいと思っております。去る6月6日の愛媛新聞で、4選出馬はしないとの記事を読ませていただきました。一町民、また一支持者としては、私は4選出馬をして欲しいと思っております。中村町長が当選されてから、10年が来ております。初当選は合併問題でリコールにまで発展した直後でございましたが、県下で唯一、町民による2度の投票により、広田村との合併を決めていただきました。今思えば、もし議員で決めていたら、賛成派、反対派に分かれ、大変なことになっていたと思っております。自分達の投票で決めた結果であり、町民も納得をされました。また、下水道整備でも、大変なご苦勞をされましたが、ちょうど私の4番目の質問の間、席で座って当時を思い出しました。砥部町の話が決着し、土地も決着し、松前町の徳丸水利との話が待っておりました。当時、私が議長、栗林議員が副議長、町三役、担当課長、さっそく徳丸に出向きました。罵声とものすごい言葉で我々町長以下怒られました。怒られても怒られても、10日に一遍、1カ月に一遍、交渉に行きました。そんな時に、町長も覚えておると思いますが、議長、お昼1時間ほど空かんかい、空けますよと、今はないけども回転ずしで4人前の寿司を買って、どこ行くんぞなど、徳丸の水利長は人がよさそうや、行って昼飯一緒に食おう。行きました。お話は聞いてくれましたけれども、寿司は受け取れんと、この町長の腹が太いには私は感服いたしました。そんな内容を見て、松前の町長、白石町長が、裏から中入ってくれました。結果的に、松前町の徳丸の水利との話ができました。現在に至っておりますが、まさに町長の発想手腕行動力のおかげで、大変な事業ができたと思っております。また坂村真民記念館も、3月11日に完成し、当時町長は全国から5千万円の寄付を集めたい、発言されました。私は何で5千万集まるん、1千万から1,500万で十分ですよ。それも集まる

かどうか、しかし実際には記念館の完成時、5千万円の寄付が集まりました。改めて町長に感服をいたした次第でございます。これまでの町長の数々の業績は私が言うまでもなく、町民が認めるところであります。その任期も残すところ半年余りとなりました。そこで、町民の関心は中村町長の出馬の方にあります。町民からは、再度の出馬を望んでいる声を多く聞きます。私自身も、町長の出馬を期待しております。愛媛新聞で意向表明をされましたが、今一度中村町長のお考え、お気持ちを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 平岡議員さんの質問にお答えをさせていただきます。ただいま平岡議員様から過分なお言葉をいただき、大変恐縮をしているところであります。議員の皆様には、初当選時より、格別のご指導、ご協力をいただき、お互いに議論を交わしながら車の両輪として町政を推進してまいりました。真民先生の詩に、一道を行くという詩があります。一道を行く者は、孤独だ。だが、前から引っ張ってくれる人があり、後ろから押ししてくれる人がある。まさに私は町民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆さんのおかげで、苦難に直面した時、いつも支えていただきました。あの本当にありがたいことだと思っております。皆様もご存じのとおり、町長と言う職は権限と責任が同時について回ります。したがって、自分の姿勢に気を付けるとともに、自分だけの身ではないと心して参りました。私は昔から権腐10年という言葉もあり、合併後の町長に就任した時、3期と心に決めておりました。年齢も古希を迎え、満68歳になりました。今回の件では、皆様からいろいろと有難いお話をいただきましたが、私自身が総合的に判断し、今期で引かせていただくのが一番いい潮時と考えました。これからの町づくりは、次世代に委ねたいと思えます。後継指名は致しませんが、次の町長さんには、「名誉欲」ではなく「仕事欲」で、真白なキャンパスに自分の掲げる夢を、町民の皆様と共有しながら描いていただきたいと思えます。最後に、引退を表明したとはいえ、任期まで7カ月余りあります。私は仕事大好き人間でありますので、休むことなく最後まで全力で走り抜きたいと思えます。本当にありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 非常に残念な答弁でショックを受けております。中村町長は、初当選された時から、3期すれば十分、3期で辞める、言っておりました。その当時、まだまだ11年12年も先の話、時代も気持ちも変わってくれると思っておりました。実際はですね、3期言うけれども、選挙は3回したんです。合併で1年9カ月で、実際2期半なんです。私は、もう1度出馬してくれるものと思って今日までおりました。恐らく、町長の気持ちは奥さんや親族のみなさん、後援会の方々とも相談の上の決断だと思えますが、多くの町民支持者が残念がっている顔が私は浮かびます。あと6ヶ月半ございますが、町長にとりましても、我々議会にとりましても、大きな大事な中学校改築工事が現在順調に進んでおります。12月末にはこの工事を立派に完成されまして、有終の美を飾ってほしいと今は思っております。最後になりましたが、この10年間で、愛媛県下70の市町村が、20の自治体にまとまりました。そんな中、我が砥部町は、常に松山市に次いで上位の位置に自治体として導いていただいたことに感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。



ます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 平岡文男君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時34分 散会

平成24年第2回定例会（第2日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成24年6月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 開 会                               | 平成24年6月15日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 応招議員                              | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀<br>教 育 長                      佐野 弘明                      総務課長                      原田 公夫<br>企画財政課長                      松下 行吉                      戸籍税務課長                      辻 充則<br>会計管理者                      東岡 秀樹                      教育委員会事務局長                      坪内 孝志<br>介護福祉課長                      重松 邦和                      保険健康課長                      大野 哲郎<br>産業建設課長                      萬代 喜正                      生活環境課長                      日浦 昭二<br>広田支所長                      丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 傍聴者                               | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |

平成24年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 承認第2号 専決処分第2号の承認について  
(砥部町税条例の一部改正について)
- 日程第2 承認第3号 専決処分第3号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第3 報告第2号 専決処分第4号の報告について  
(交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第4 報告第3号 砥部町土地開発公社平成24年度事業計画及び予算並びに  
平成23年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 株式会社グリーンキーパー平成24年度事業計画及び  
予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第5号 有限会社砥部町産業開発公社平成24年度事業計画及び  
予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 平成23年度砥部町継続費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第7号 平成23年度砥部町繰越明許費繰越計算書の  
報告について
- 日程第9 報告第8号 平成23年度砥部町公共下水道事業会計繰越計算書の  
報告について
- 日程第10 議案第37号 22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の  
締結について
- 日程第11 議案第38号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第39号 砥部町道路線の認定について
- 日程第13 議案第40号 砥部町町民農園条例の制定について
- 日程第14 議案第41号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 4 2 号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 4 3 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の  
一部改正について

日程第 1 7 議案第 4 4 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 8 議案第 4 5 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

日程第 1 9 議案第 4 6 号 平成 24 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 4 7 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 1 議案第 4 8 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 2 平成 2 3 年請願第 2 号 原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの  
転換を求める請願について

・ 散 会

平成24年第2回砥部町議会定例会

平成24年6月15日（金）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第2号 専決処分第2号の承認について

（砥部町税条例の一部改正について）

（説明、質疑、承認）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1承認第2号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） それでは、承認第2号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。それでは、2ページの専決処分書をご覧ください。専決第2号専決処分書でございますが、平成24年3月31日付けで地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の砥部町税条例の改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただいたと思います。それではまず第36条の2、失礼しました、1ページでございますが、まず第36条の2、町民税の申告では、年金所得者が寡婦控除を受けようとする場合に、控除のための申告手続き等が不要となっております。2ページをお開け下さい。附則でございますが、第10条の2では、下水道を使用する事業者が設置する下水道施設の機能低下防止のための除害施設につきましては、課税標準額を4分の3、続いて第2項では、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設につきましては、課税標準額を3分の2に軽減規定を加えております。以下8ページまでにつきましては、固定資産税の負担調整の仕組みが平成26年度まで3年間延長されましたことに伴いまして、各用途の土地にかかる条文の整理を行っております。なお、住宅用地の特例措置につきましては、25年度までとし、26年度に廃止されることになっております。8ページをお開きください。第21条の2でございますが、公益社団や財団法人が公益法人制度改革により一般社団等に移行した法人のうち、一定の要件を満たす法人が設置した図書館、博物館、幼稚園の固定資産税を非課税とするための条文の整理を行っております。続いて、9ページの第22条の2でございますが、東日本大震災により、居住用財産が滅失した宅地の譲渡の特例を受けられる期限が震災後3年から7年に延長されたため、条文の整備を行ったものでございます。処分書の方にお戻りください。5ページをお願いいたします。附則でございますが、第1条及び第2条第1項の寡婦控除の申告関係につきましては、平成26年1月1日から施行するものいたします。

第2条第2項の震災特例法への読み替え適用による住宅借入金等特例控除、特別控除につきましては平成24年度以降、第3条第1項の固定資産税の負担調整は、平成24年度以後、第2項の下水道除害施設、第3項の雨水貯留等浸透施設の軽減関係は25年度以後の年度分から適用することといたしております。6ページをお願いいたします。4項の住宅用地の負担調整率を24、25年度につきましては、10分の9に変更いたします。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜われますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。  
よって、承認第2号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~  
日程第2 承認第3号 専決処分第3号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部改正について)

(説明、質疑、承認)

○議長（政岡洋三郎） 日程第2承認第3号専決処分第3号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） 承認第3号専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。2ページの専決処分書をご覧ください。専決第3号専決処分書でございますが、先ほどの承認第2号と同じく、平成24年3月31日付で地方税法及び固定資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の砥部町国民健康保険条例の改正の内容でございますが、地方税法の改正により、東日本大震災で居住用財産が滅失した宅地の譲渡の特例を受けられる期限が震災後3年から7年に延長されたため、条文の整備を行っているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜われますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

承認第3号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分第3号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

### 日程第3 報告第2号 専決処分第4号の報告について

#### （交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定）

##### （説明、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第3報告第2号専決処分第4号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 報告第2号専決処分第4号の報告についてご説明をいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項規定により、これをご報告いたします。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。専決処分の内容でございますが、次のページを見ていただけたらと思います。交通事故に係る和解及び損害賠償額の額を定めることについての専決処分でございます。1 損害賠償額 4万9,037円。主な費用は両脚膝の打撲、擦り傷、腕の打撲、擦り傷の治療費でございます。相手方 伊予郡砥部町重光258番地19 横野政幸さんの娘さん8歳でございます。事故の概要でございますが、平成24年3月28日午後4時頃、砥部町重光228番地先町道、町道名は重光新田線、幅員3mでございます。公用車が時速20km程度で直進中、右側から突然出てきた子どもに気づくのが遅れ、公用車の前右側と衝突したものでございます。以上報告申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

### 日程第4 報告第3号 砥部町土地開発公社平成24年度事業計画及び予算並びに

#### 平成23年度決算に関する書類の提出について

##### （説明、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第4報告第3号砥部町土地開発公社平成24年度事業計画及び予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第3号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社平成24年度事業計画及び予算並びに平成23年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。平成23

年度の決算からご説明いたします。6ページをお願いいたします。決算書の6ページをお願いいたします。土地開発公社は現在土地も所有しておりませんし、先行取得等の事業も行っておりません。23年度のキャッシュフローの計算書でございますが、受取利息が7,823円。雑支出として、公社理事会の際の昼食代が1万3千円でございます。この差し引きが5,177円、キャッシュフローとして減ということで出て参ります。現金及び現金同等物期首残高が1,116万4,456円ございまして、5,177円分が減となりますので、期末残高が1,115万9,279円ということになります。これが公社のすべての財産でございます。内訳につきまして、12ページをご覧ください。普通預金が114万9,279円。右側の適用にあるような預金先でございます。それから定期として1千万円。500万円が2口ございます。愛媛信用金庫に預けております。それからその他として1万円。これは愛媛信用金庫への出資証券でございます。合計が1,115万9,279円となります。この内容につきましては、4月9日に土居監事、東岡監事に決算審査をしていただき、4月17日に公社理事会を開催し、審議していただいております。次に24年度の予算でございますが、17ページをお願いいたします。24年度につきましても、先行取得等の事業の予定はございません。第2条に定めるとおり、収入支出予算の総額はそれぞれ616万3千円といたしております。予算の内容についてですが、18ページをお願いいたします。まず支出の方でございますけど、一般管理費として4万円。予備費として612万3千円。計616万3千円でございます。この財源につきましては、収入の方で繰越金615万9千円と受け取り利息と雑収入でございます。それから、24年度の予定貸借対照表でございますけれども、24ページをご覧ください。24年度末で1,112万円の資産を持つというようなことになっております。すべて現金、そして先ほど申しました出資証券として有価証券1万円分でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第4号 株式会社グリーンキーパー平成24年度事業計画及び  
予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出について  
(説明、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5報告第4号株式会社グリーンキーパー平成24年度事業計画及び予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは報告第4号についてご説明をいたします。株式会社グリーンキーパー平成24年度事業計画及び予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパー平成24年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成23年度決算に関する書類を



別冊のように提出いたします。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。まず始めに、23年度の決算からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。決算報告書。平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。6ページをお願いいたします。貸借対照表資産の部、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1流動資産9,496万4,111円。内訳といたしまして、現金預金、売掛金、棚卸資産、未収入金、未収還付法人税等でございます。この未収入金1,023万8,600円につきましては、町からの人材育成助成金800万円と、県の担い手確保育成対策事業補助金223万8,600円でございます。2固定資産でございますが、有形固定資産39万2,593円。無形固定資産7万4,984円と、木材市場と取引をするための保証金ということで、10万円ございますので、合計56万7,577円でございます。資産の部合計9,553万1,688円でございます。次に7ページをお願いいたします。負債の部でございます。右上の決算額を見ていただけたらと思います。流動負債でございますが、537万7,504円。内訳といたしまして、未払金、未払法人税と、未払消費税と、預かり金でございます。預かり金につきましては、職員の社会保険料、所得税の預かり金でございます。負債の部合計537万7,504円でございます。次に純資産の部でございます。1の資本金1億100万円と、3の利益余剰金マイナス1,084万5,816円を足しますと、株主資本は9,015万4,180円となっております。以上純資産の部合計9,015万4,184円。負債純資産の部合計9,553万1,688円となっております。次に8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1売上高3,650万9,977円。内訳といたしまして、林業収入と運送収入の合計でございます。2売上の原価はございませんので、売上総利益につきましては、3,650万9,977円となっております。3販売費および一般管理費5,452万9,841円かかりました。詳細につきましては、9ページの方に内訳を表示しております。以上売上高から販売費及び一般管理費を引きますと、営業損失は1,801万9,864円となります。4営業外収益3万6,298円がございましたので、経常損失は1,798万3,566円ということになりました。6特別利益、補助金収入でございますが、1,138万1千円。内訳といたしまして、砥部町からの人材育成事業交付金800万円、林野庁の緑の雇用担い手対策事業を実施した補助金114万2,400円。県の森林整備担い手確保育成対策事業補助金、223万8,600円でございます。以上税引前、当期純利益マイナス660万2,566円。法人税、住民税及び事業税がございますので、58万7,400円。合計当期純利益はマイナス718万9,966円でございます。なお、4ページに平成23年度の事業報告を記載しております。それでは、11ページをお願いいたします。平成24年度の事業計画でございますが、経営方針でございますが、現在木材市場には設立以来であろう大量の原木が出荷され、安値で取引されている。需要と供給のバランスが非常に悪い状態にあり、このような状況では、木材確保の上昇は望めないと思われ、林業関係者にとって厳しい状況が続くそうである。株式会社グリーンキーパーは本年で設立20周年を迎える。この間、色々な方面の方々よりご指導ご鞭撻、またお叱りやお褒めの言葉をいただきながら、事業を実施してまいりました。森林は地球温暖化防止や自然災害の防止など適切に整備された山こそ

が、その機能を最大限に発揮するものと考えられています。20年という節目の年に今一度原点に立ち返り、社員1人1人の意識改革、技術の向上、また後継者の育成も踏まえ、次世代に誇れる森林づくり、森林整備を行ってまいります。林業を取り巻く環境は今以上に厳しいものになると思われませんが、安全作業及びコスト削減を目標に努力してまいります。株主各位の一層のご理解とご支援、並びにご指導を賜りますようお願い申し上げます。としております。次に12ページをお願いいたします。平成24年度事業計画でございます。表の真ん中どころ、平成24年度事業計画(B)の欄を見ていただけたらと思います。売上高4,320万円。販売費および一般管理費5,290万5千円。営業外収益3万円。特別収益1,037万2千円としております。売上高等の販売、売上高、また販売費および一般管理費の計算内訳は、13ページに記載しております。なお、特別収益1,037万2千円は町からの人材育成補助金800万円。県の担い手確保育成対策補助金237万2千円を見込んでおります。以上当期純利益4万7千円を見込んでおります。以上報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番(佐々木隆雄) お尋ねしたいんですが、23年度の事業計画によりますと、最終的に当期純利益が13万ということになっておりました。ところが実際には718万9,966円の赤というふうになっております。1つは原因とそれから昨年のこの23年度の計画づくりの中で、一定こういうことが予測されたのかどうか、またそういうことであれば、今度24年度の計画のところでは4万7千円の黒字が出るようになっておりましたが、果たしてこれをまともに受け取っていいものかどうか、私自身ちょっと不安に感じておりますので、その辺よろしくお願ひします。

○議長(政岡洋三郎) 萬代産業建設課長。

○産業建設課長(萬代喜正) 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず計画時と実績の部分の差でございますけれども、今回23年度におきましては、まず1つ売上高が前年度に対しまして、約400万程度、そしてまた補助事業につきましても対象になる事業が少し減りまして、見込みと違ってきたということ、またこの中で9ページを見ていただきますと必要経費ということで、販売費および一般管理費の計算内訳表でございますが、この中で賃借料ということで、830万6千円。これにつきましては、機械借上料でございます。グリーンキーパーが保有しとる機械関係は4台ございますけれども、所有しとる、管理しておりますが、機械自身が老朽化等ということで、そのリース料、賃借料も非常に多くなったということでございます。これが主な原因ではないかと思われるのと、仕事内容につきましましては、非常に低賃金ということで、いろんな受注するのにも非常に厳しい状態になってるというのも1つの原因だと思っております。それと、24年度計画で見込めるかというお話なんでございますけれども、まずこのグリーンキーパーにつきましましては、地域活性化ということで、広田の林業を守るということで位置づけさせておるとお思います。その中で努力していくということで目標をさせていただいておりますので、ご理解を頂けたらと思ひます。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） この、課長、来年は1人がお辞めになったんで人件費がいらぬということで、かなりのあれを立てとんじやなから、これは課長の社長がおいでですからね、社長、そういう気象的な条件、売る品物が安かったらいろんな条件がございましょうけれども、その人件費がかなりの来年期待されるウェイトになるんじやなからうかと思えますがいかがでございましょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今年度の決算につきましても、すでに途中退職しておりますので、若干の影響が出ておりますが、今現在臨時職員がおりますけれども、これも6月末に辞めるというふうなこともございしますので、給料に対する決算の影響は来年は出てくるかと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの、森林組合、あの需要が十分なかったように言われましたんですが、森林組合から受注については、まず社長さん、ほとんど消化されていらっしゃるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをいたします。昨年度は少し町外にも出ておりましたけれども、森林組合の仕事を全てやるというふうなことで、森林組合からの受注については出来ております。

○議長（政岡洋三郎） 他にございせんか。以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第5号 有限会社砥部町産業開発公社平成24年度事業計画及び  
予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出について

（説明、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第6報告第5号有限会社砥部町産業開発公社平成24年度事業計画及び予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは報告第5号につきまして、ご説明いたします。有限会社砥部町産業開発公社平成24年度事業計画及び予算並びに平成23年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社平成24年度事業計画及び予算に関する書類、並びに平成23年度決算に関する書類を別冊のように提出いたします。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。まず23年度の決算からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。9ページお願いいたします。貸借対照表、資産の部、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1流動資産250万5,587円。内訳といたしまして、現金預金、未収入金で、この未収入金235万6,777円の内訳でございしますが、3月分の指定管理料33万円。年間公園管理費用ということで、神の森

公園、長曾池の公園管理の受託料で123万9千円でございます。またそれ以外では3月分の売店売上手数料78万7,777円でございます。2固定資産58万794円でございます。内訳といたしまして、有形固定資産42万8,334円。無形固定資産14万5,600円。投資その他資産、これは車のリサイクル料6,860円でございます。1の流動資産と2の固定資産を足しまして、資産の部合計308万6,381円でございます。10ページお願いいたします。負債の部でございます。流動負債161万9,765円。内訳といたしまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預かり金でございます。2固定負債255万8,635円。その内長期借入金は30万2千円でございますが、陶芸舎の農業集落排水設備の時の費用の借入金でございます。以上、1の流動負債と2の固定資産を足しまして、負債の部合計417万8,400円でございます。次に純資産の部でございます。1資本金533万円と、3利益剰余金マイナス642万2,019円を合計しまして、株主資本マイナス109万2,019円でございます。純資産の部マイナス109万2,019円。負債純資産の部合計308万6,381円となっております。次に11ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1売上高1,403万2,281円。内訳といたしましては、管理受託料519万9千円。これは指定管理料月額33万の年間分でございます。それと、神の森公園、長曾池公園の管理受託料123万9千円でございます。売店手数料829万3,281円。手数料でございます。賃貸料の収入でございますが、54万。これは陶芸舎の家賃、月額4万5千円の12カ月分でございます。2の売上原価はございませんので、売上総利益は1,403万2,281円となっております。3販売及び一般管理費に1,531万2,306円かかりました。その内訳につきましては、次のページになってしまいますのですけれども、12ページの方にその、表示しております。こちらの右の欄、決算額が必要経費1,531万2,306円の内訳でございます。元に戻っていただきまして、11ページに戻っていただきまして、売上総利益から販売及び一般管理費を引きますと、営業損失は128万255円となっております。また、4の営業外収益が73万4,024円。これは自動販売機の手数料等がございますので、営業損失は54万6,001円ということになりました。以上、税引前当期純損失54万6,001円と、法人税、住民税及び事業税8万1,400円を合わせますと、当期損失は62万7,401円でございます。なお6ページ7ページに23年度の事業報告を載せております。次に1ページ2ページをお願いいたします。それでは平成24年度事業計画についてご説明いたします。社員総会及び役員会の開催。(1)顧客サービス方針。出荷者と店舗従業員が協力し合いながら商品を管理していくようにする。2、生産者も店舗従業員もお互いに仲間意識を持って良い方向に進めるように努力する。3、大きな声と笑顔の対応の心掛ける。4、時期的にお勧めの商品情報をご提供するようにする。(2)販売及び収益に関する方針。1、販売目標6,200万円とする。2、その他商品については販売手数料を個別に定めるようにする。3、店頭業者の活用により、店頭を活性化させ、お客様が店内に入りやすいような店づくりをして、店内にお客様を呼び込み買い物を楽しんでいただき、収益を上げていくように努力する。4、ちびっこ列車ひろたん号などの遊具施設を宣伝し、有効活用す

ることにより、若い客層にも来ていただけるようにし、収益を上げていくように努力する。(3)は経費縮減ということで、1, 2を上げさせていただいております。次に(4)でございますが、人員配置でございますが、正職員1名、パート4名を効率的に配置しております。また、(5)の施設管理に関する方針でございますが、1から5ということで、経常経費の縮減という形で、適正管理に努めたいと思っております。(6)営業日につきましては、全日営業で8時から17時。ただし12月31日から1月3日までは休館としております。次に3ページ4ページをお願いいたします。4ページ平成24年度収支予算書でございます。収入の部、左の欄をご覧ください。売店販売手数料868万円。賃貸料54万円。指定管理受託料396万円。公園管理受託料124万円。雑収入100万円を見込んでおります。合計1,542万円としております。支出の部につきましては、表の右の欄のとおりで、下から2番目の純利益80万円を見込んで合計1,542万円としております。以上報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番(佐々木隆雄) 実はあの、事業計画書とそれから前年度の事業報告書、今回の言いまして1ページから2ページが事業計画ということでですね、顧客サービス方針以下今課長の方からも説明があったんですが、こういう項目で整理されるんですね。ところが6ページのところに行きまして事業報告書の中にはですね、顧客サービス方針がどう具体化されたのかですね、いうふうなことはなかなかこの6ページ7ページのところには読み取れないんですね。あの1つは、接客方針ということで、整理してるわけですから、じゃあその結果がどうなったというのもなるだけこの方針に沿った形でまとめていただくと、なるほどこういうところで前進したなとか、ここはちょっと弱かったなというふうなことがよくわかるんじゃないかと思うんですね。ただ、そういう意味では方針とこの報告書の項目とがまったく正誤性が取れてないんじゃないかというふうに思いますので、この辺をちょっときっちり整理していただきたいというふうに思います。

○議長(政岡洋三郎) 今後そのようなことに気を付けていただきたいと思います。その他にございませんか。以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第6号 平成23年度砥部町継続費繰越計算書の報告について (説明、質疑)

○議長(政岡洋三郎) 日程第7報告第6号平成23年度砥部町継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 報告第6号平成23年度砥部町継続費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。砥部中学校の改築事業につきまして、平成23年2月の臨時議会において補正予算を計上し、24年度までの継続費28億9,439万1千円をご議決いただきました。この継続費について地方自治法の規定に基づき継続費繰

越計算書を調整し、ご報告するものでございます。裏側の2ページをご覧ください。継続費の総額は先ほど申しましたとおり、28億9,439万1千円でございます。23年度予算計上額と22年度からの逓次繰越額、合わせますとそこの計とございますが、27億117万4千円になります。これに対しまして、23年度末までの支出済額がその右側でございますが、4億8,698万218円でございます。残額が22億1,419万3,782円でございます。これを逓次繰越するものでございます。この繰越額の財源でございますが、繰越金でございます2億6,003万8,782円が一般財源分、あと国県支出金と地方債でございます。これはあくまで見込み額でございます。なお、工事につきましては順調に進んでおります。以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第6号を終わります。



日程第8 報告第7号 平成23年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第8報告第7号平成23年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第7号平成23年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

裏側2ページをお願いします。2ページ、3ページになりますが、一般会計で11件の明許繰越がございます。総務費の方で民話の里づくり事業、それから坂村真民記念館駐車場用地購入事業がございます。土木費では高尾田宮内線舗装、これは公共下水道に伴うものでございまして、舗装工事の負担金でございます。下水道側の遅れということで、繰越させていただきました。以下、井手の上線他、道路改良関係5件、これにつきましては、用地に関連して遅れたものでございます。5項住宅費の木造住宅耐震改修補助金につきましては、対象者1名の方の補助金の上限額84万円でございます。23年度末に申請がございました。その関係で、繰越をさせていただいております。教育費の宮内幼稚園の園舎耐震補強等整備工事につきましては、国の補正予算を受けまして、今年2月に臨時予算補正を計上しております。その関係での遅れでございます。最後の災害復旧費につきましては、林業用施設現年災害復旧事業でございますが、昨年9月の台風の災害によるものでございまして、林道小猿線でございます。これにつきましては、国の方の査定、それと、工事額の確定等が本年の2月までずれこんでおります。そのような関係で、入札を3月末、今年3月末に行う予定でございましたが、この入札につきましても、事情ございまして、一度流れております。そして今年4月に入札を行ったものでございまして、その関係で遅れたものでございます。繰越額と財源につきましては、ここにあるとおりでございますが、この内総務管理費の2,280万円。それと、ガロ坂加治分線の1,330万。これは合

併特例債を予定しております。あと、幼稚園の園舎補強の部4, 830万については、緊急防災減災事業債という起債を予定しております。次に3ページ、介護保険の事業特別会計の繰越でございますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金でございます。この基金につきましては、国の方の交付金をいただきまして、本年3月末を期限に基金を積み立てておるものでございまして、この3月末で使いきるというものでございました。しかし対象少の関係で、残額が出たわけでございますが、この分の返還につきまして、県の方から請求につきましては6月以降になるということで、繰越をしております。全額国の方のお金は返すものでございます。以上ご報告申し上げます。失礼しました、あと資料として別冊に各事業の予算計上時期、それと完了予定時期を明記しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○7番（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第7号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第8号 平成23年度砥部町公共下水道事業会計繰越計算書の  
報告について  
(報告、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第9報告第8号平成23年度砥部町公共下水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは報告第8号について説明をさせていただきます。報告第8号は平成23年度砥部町公共下水道事業会計繰越計算書の報告についてでございます。平成23年度砥部町公共下水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

公共下水道事業会計でございますが、平成23年度より企業会計へ移行しましたので、地方公営企業法の予算の繰越規定によりまして、予算を繰り越して使用するため、報告をするものでございます。裏面の繰越計算書の方をご覧ください。平成23年度砥部町公共下水道事業会計繰り越しについて、年度内に完了することができないことから、繰越計算書のとおり、予算を繰り越して使用するものでございます。翌年度への繰り越しは、2事業で表の1番下の段、左から4番目でございますが、翌年度繰越額合計が1億6,921万8千円となるものでございます。その内訳でございますが、資本的支出、建設改良費の委託料で基本設計等委託業務3件につきましては、関係機関との調整に不測の日数を要したため、2,643万円を繰り越すもので、6月末の完了を予定しておるものでございます。次に工事請負費の下水道整備工事は管渠敷設工事8件と、舗装復旧工事2件につきまして、関連する他事業との調整に不測の日数を要したため、1億4,278万8千円を繰り越すもので、9月末の完了を予定しているものでございます。繰越額の財源につきましては、既収入特定財源3,882万9千円。国庫支出金5,728万9千円、企業債6,

660万円。他会計負担金650万円でございます。なお、別紙に参考資料を付けさせていただきます予算の時期と、完了予定時期を表したものでございます。以上報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第10 議案第37号 22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の  
締結について  
(説明、質疑、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第10議案第37号22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 議案第37号22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結について。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

1 契約の目的 22教育第19号砥部中学校改築工事。2 変更契約金額 18億5,210万円。内消費税及び地方消費税の額8,819万5,238円。3 今回変更による増額11万4千円。内消費税及び地方消費税の額5,428円。4 契約の相手方 戸田・蜂谷・有光特定建設工事共同企業体 代表者香川県高松市塩上町2丁目8番19号。戸田建設株式会社四国支店支店長 もりわきてると。提案理由、22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものである。変更内容につきましては、次ページの説明書をご覧ください。1 変更内容 工事契約設計書に二重計上されている太陽光発電工事費のうち、不要な太陽光パネル内訳書を抹消し、併せて契約金額の変更第2回を行うものであります。変更契約金額につきましては、2の変更請負額計算書のとおりで、落札率が上がることによる変更によりまして、今回第1回変更請負額から11万4千円の増額となるものであります。なお、この件につきましては、私どもの確認不十分なところもありまして、今回の変更契約が生じたことにつきまして、お詫びをいたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません



か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第37号22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結については、可決されました。

ここでしばらく休憩をします。なお、会議の再開を10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

~~~~~

日程第11 議案第38号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） それでは再開をします。日程第11議案第38号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） それでは、議案第38号についてご説明を申し上げます。愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。それでは、新旧対照表をご覧ください。別表第2の備考欄でございます。1と2にそれぞれ「及び外国人登録原票」この文言を削る改正でございます。もう一度議案書の方をご覧ください。附則、この規約は平成24年7月9日から施行する。2改正後の愛媛県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成25年度以降の関係市長の負担金について適用し、平成24年度までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。提案理由でございます。住民基本台帳法の改正等に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法に係る規約変更を行うため、提案するものでございます。以上ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） この改正によって、砥部町でだいたい何人ぐらいの該当、いらっしゃいますか。

○議長（政岡洋三郎） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの三谷議員さんのご質問でございますが、資料を持ち合わせておりませんので、改めて調べてご報告を申し上げたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） ただいまの三谷議員さんの外国人登録の件でございますが、戸籍上の外国人登録、5月31日現在では、55人でございます。以上で三谷議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第38号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第12 議案第39号 砥部町道路線の認定について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第12議案第39号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第39号砥部町道路線の認定についてご説明いたします。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

認定する路線名でございますが、町道八倉竹ノ下2号線、起点及び終点は砥部町八倉170番地先から八倉176番地先まで。町道万年銚子線、砥部町万年470番5地先から川登3,306番6まででございます。提案理由といたしまして、町道八倉竹ノ下2号線は、町道管理の道路になるため、提案するものでございます。町道万年銚子線は、国道379号の区域変更に伴い、町道として編入するため、提案するものでございます。なお、別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。まず八倉竹ノ下2号線の位置でございますが、図面の中央に赤の実線で記入しているところでございます。また起点という字を書いて四角で囲んだる上側きが砥部浄化センターの位置でございます。下の道路が、起点の下側きの道路が、県道伊予川内線でございます。この道路につきましては、今後整備するというので、起点と終点の認定ということで今回お願いをさせていただいております。計画延長につきましては、総延長125.5m。幅員6.2mから9.5ということでございます。次のページを見ていただけたらと。これが完成予定平面図でございます。下側きの黄色で書いとる部分が県道伊予川内線でございます。こういう形で認定していただき、道路整備を図っていきたくて考えております。次に、万年銚子線でございますが、新設された万年トンネルの供用開始により、国道379号の旧道を町道認定するものでございます。赤の実線部分でございます。なお、新しい道の部分が非常に薄く、点線で書いとったものですから非常に薄くなっております。申し訳ございません。総延長1,101.5m、実延長1,051m。幅員は9.3から59m。これは敷地でございますので、広い範囲になつとります。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第39号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は、産業建設常任委  
員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願い  
します。

~~~~~

### 日程第13 議案第40号 砥部町町民農園条例の制定について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第13議案第40号砥部町町民農園条例の制定についてを議  
題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第40号砥部町町民農園条例の制定についてご説明い  
たします。砥部町町民農園条例を次のように定める。平成24年6月15日提出、砥部町  
長中村剛志。まず設置第1条でございます。農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自  
然に触れ合うとともに農業に対する理解を深めること等を目的として、町民農園を設置す  
る。第2条、農園の名称及び位置は次のとおりとする。とべ陶街道ふれあい農園。場所は  
砥部町拾町347番地1。貸付けの対象者でございますが、第3条、(1)町内に住所を有  
し、現に居住する者。(2)農地の所有または耕作をしていない者。(3)自ら耕作できる  
者。としております。貸付けの許可は第4条でございます。許可の制限は第5条ござい  
まして、町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、農園の貸付けを許可しな  
い。1 営利目的として農園を使用するとき。2 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがある  
とき。3 農園の管理上支障があるとき。4 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当で  
ないとき。次のページをお願いいたします。貸付期間、第6条。貸付期間は、毎年4月1  
日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、当期間の中途から貸し付けるを受け  
る場合は、当該期間の残余期間とする。2 前項の貸付期間は、第4条の許可を受けた時の  
申請に基づき、1年を更新することができる。ただし更新回数は2回を限度とする。貸付  
料は第7条、農園の貸付料は別表のとおりとする。3 ページの方に別表とべふれあい農園  
1区画おおむね30㎡、年間使用料9,600円としております。許可の取消しは第8条  
は、1から6としております。借受けの中止第9条、権利譲渡の禁止第10条、原状回復  
の義務第11条、損害賠償の義務第12条でございますが、借受者はその責めに帰すべき  
事由により、農園の建物または設備もしくは備付物件を損傷し、または亡失したときは、  
その損害について町長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得  
ないと認めるときは、この限りではない。免責第13条、町長は第6条に規定する貸付期  
限の満了、第8条に規定する許可の取消し、又は第9条に規定する借受けの中止もしくは

天災、病虫害、盗難その他の原因によって発生した農作物、機械等の損害、もしくは事故に対してはその責任を負わないものとする。委任第14条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。附則この条例は平成24年9月1日から施行する。別表第7条。提案理由といたしまして、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的として、町民農園を設置するため、提案するものでございます。以上よろしくお願ひいたします。なお、参考に配置図、次のページに配置図を付けております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 議案の40号には町民農園としております。一方、この鳥瞰図には市民農園としております。一体これはどちらが正しいのでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 失礼いたしました。町民農園でございます。市民農園は、最初計画する時の名前のネーミングで資料を作った資料としてそのまま使いました。申し訳ございませんでした。町民農園でございます。よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） その他ございませんか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 課長、もうちょっと詳しく教えてほしいんですけど、この第6条の毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とすると。そして、あとは当該期間の残余期間とする。それなんですよ。春採る、5月6月に採る、じゃがいもとか玉ねぎ、これは、11月頃に植えるんですよね。またがるわけなんですよ。続いて。この場合もやっぱり1年間更新して、一応2年で切れるわけ。また続いて異常がなかったら、お金の不払いとかなかったら、更新したら続いてできるわけですか。そこらへんちょっと教えてください。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 栗林議員さんのご質問にお答えします。2回更新というのは、4月1日からとすれば、最高3年ということ。本年度につきましては、9月1日まで、農地法の手続きとか、ストックハウスの建築確認とかで、土壌改良、農地の改良等がありましたので、一応9月1日からということで、残余期間ということを設けてます。ただ、そういう形で最高3年、ただ、栗林議員さんがおっしゃるとおり、作物によっては植え付けして収穫時期がまたがるというようなこともある、すみません、一応、そこまで頭の中に入れておりませんでした。ただこれにつきましては、一応3年としておるのは、私の方も一応その中で、ずうっと続けてやりたい人がおった時のことも頭に入れて、ただしこれにつきましては、その状況が見えないために、一応今の時点では最高3年という形をさせていただいております。また、募集をかけた時に、応募者がどの程度くるか、すみません、そこまでの確定したものが、見込みが付かないものですから、一応今年、24年度、当初予算でも提案させていただきましたけども、一応試させてくださいということで、予算上げさせていただきましてご承認いただいたわけでございます。その中で、条例の中の動きは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） あの、課長ね、私ちょっと玉ねぎとか、じゃがいもとか、ちょっとまたがるもん言うたけど、あの、春野菜、3月31日までに全部採れてしまうんらいいんやけど、それ以降、4月5月6月に採るもんはね、多いんですよ。野菜が。白菜キャベツ。ね。多いんですよ。最後の3年目で消える時は、もう秋からの植えずにおらないかんのですよね。そういうことができてるんですよ。それでもやっぱり賃借料の月割で800円は払わないかんのか。更地、野菜植えずに更地にしとつても、払わないかんのか。そこら辺もちょっと検討してみてください。

○議長（政岡洋三郎） それを早く検討していただくことにします。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの今作物のことで言いましたけどね、実は、いや地ぎらいする、そら豆、最初に買った人がそこへ植えますと、約7年間植えられるんですよ。その次の人が知らずに植えたら太りません。まあいろんな問題が生じてこようと思うんですがね、課長これ。ほれで次の人が知らんから植えますけど、太りませんよ。はっきりいや地ですから。ま、そこらあたりもその作るときには、作物を選ばんけど次の人にはこういうこともありますよということね、お伝えしとかんと、今言うたように豆植えたらこれぐらいしか太らんですよ。嘘やと思ったら実験でやってみてごらんください。もう太ならんの間違いないですから。そこらの方がね、むしろ今言うた2年、3年にまたがるということも含めて、指導の中にやっぱり検討していただくかんといかんと思います。せっかく作っても何にも太らなんだちゅうのではね、苦しみ農園になったんではいけませんから、やっぱり市民農園ですからね。ああ、町民農園ですから。そこらを要望しておきます。以上。

○議長（政岡洋三郎） その辺のところ考慮して、運営をしていただきたいと思います。その他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案40号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第14 議案第41号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第14議案第41号砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） 議案第41号砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを説明させていただきます。砥部町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を、次のように定める。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

まず提案理由でございますが、2ページをお願いいたします。住民基本台帳法の一部を

改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、外国人住民の印鑑登録資格等について、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。今回の印鑑登録証明事務条例の改正の内容でございますけれども、外国人登録法が廃止されます。それに伴いまして、住民基本台帳に記録される外国人住民の印鑑登録について、通称やカタカナ表記での登録を行うため、条文の整備を行うものでございます。次に、附則でございますが、この条例の施行期日は平成24年7月9日から施行するものといたします。経過措置といたしまして、施行日前日に外国人登録をしている住民で、印鑑登録を受けていても住民基本台帳に記載されない方につきましては、職権で抹消し、また住民票への移行に伴う変更が生じた方には、印鑑登録原票を職権で修正するものとさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案41号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第15 議案第42号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第15議案第42号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） それでは、議案第42号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

提案理由といたしましては、軽度生活支援事業を廃止するとともに、新たに実施する砥部町在宅高齢者安心生活支援事業の費用を定めるため、提案するものでございます。内容につきましては、議案第42号資料の新旧対照表をご覧ください。現行の別表中、軽度生活支援事業の項を削ります。この事業は、65歳以上の一人暮らしの高齢者等に外出時の援助や家屋内の整理等、軽易な生活援助を行うものでございましたが、事業利用者の減少により、平成23年度で事業を廃止するものでございます。改正案の別表に、在宅高齢者安心生活支援事業を加えます。この事業は、これまでの緊急通報装置設置事業で実施しておりました、独居高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適正な対応を図るということに加えまして、介護、健康相談、心の相談等に看護師、

保健師が24時間体制でいつでも対応し、適切な指導と助言を行い、高齢者の自立した在宅生活の支援に資する事業でございます。この事業の利用者負担額を表のとおり月額0円から500円の4段階に設定するものでございます。議案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案42号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願いします。



#### 日程第16 議案第43号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第16議案第43号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは議案第43号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。

最初に提案理由でございますが、上野集中合併浄化槽を下水道に接続したことにより、施設を廃止するため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、別表の第1から上野集中合併浄化槽の項を削るものでございます。附則で、この条例は、公布の日から施行するとしているものでございます。以上で議案第43号の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案43号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、産業建設常任委

員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願い  
します。

~~~~~

日程第17 議案第44号 平成24年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第45号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

日程第19 議案第46号 平成24年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第47号 平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第48号 平成24年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）  
（説明、質疑、各常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第17議案第44号から日程第21議案第48号までの平成  
24年度補正予算5件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松  
下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 今議会に上程します補正予算全体的なところ、議案第44  
号から議案第46号までの3件の補正予算について、私の方から説明させていただきます。  
では、内容についてですが、お手元の補正予算の概要をご用意ください。1ページをお願  
いいたします。24年度6月補正B欄のところにございますように、今6月議会に上程い  
たします補正予算は、一般会計、それから国民健康保険事業特別会計の事業勘定、それと、  
浄化槽特別会計、それから企業会計の方としまして、公共下水道事業と水道事業会計でご  
ざいます。合わせますと、7,042万4千円の増額ということになります。この内、浄  
化槽特別会計と企業会計につきましては、4月の人事異動に伴います人件費の関係の補正  
でございます。その人件費につきまして、2ページをお願いいたします。2ページの真ん  
中のところに表がございますが、一覧にしております。ここで職員の増減するところを  
見ていただきたいんですが、一般会計の方で一般職が1名増えます。浄化槽特別会計が1  
名減ということで、浄化槽特別会計の方から一般会計の方へ1名職員が移っております。  
その関係で、一般会計としては人件費関係で922万9千円の増額。浄化槽の方が特別会  
計の方が858万7千円の減額という形になります。なお、4月1日に若干の機構の改革  
に手を加えております。その関係で、課長補佐等が増えております。そういうことで、職  
員手当等の部分が増えておるわけでございます。これは一般会計の方でございます。以上  
のようなところです。

続いて一般会計の主なものでございますが、この概要の方で続いて説明させていただきます。  
2款の総務費でございますが、伝統産業会館裏の広場を舗装いたします。全部では  
ございませんが、1,500㎡。駐車場として予定しておりますが、70台分を確保する  
予定でございます。それから3ページの方でございますが、これも表にございますけれど  
も、岩谷口区と篠谷区、ここのコミュニティの施設として、自治総合センターの助成金で、  
それぞれここにございますような交付金を支出する予定にしております。備考欄によるよ  
うな設備の充実ということでございます。4ページ、失礼いたしました、5ページをお願



いたします。この補正でもっと大きなものでございますが、8款の土木費関係。まず1点目は、この八倉地区防災対策事業、八倉地区につきましては、防災対策事業ということで、町道、また生活道路の拡張に取り組んでおります。今回ここにある4件の道路につきまして、関係費用を計上しております。事業費として、2,852万円。財源の内合併特例債を2,570万円予定しとるものでございます。それから、次のその下のところでございますが、岩谷627番地、霊巖寺というお寺の裏にあるんですけども、このがけ崩れ、今年の台風でがけ崩れが起りましたが、この関係につきまして、今回県単がけ崩れ防災対策事業補助金をいただきまして、整備することとなりました。750万円を計上しております。それから、次のページをお願いいたします。最後7ページのところでございますが、坂村真民記念館の関係で、117万円を増額補正しております。企画展の関係が82万円。その他として、ボランティアの方の制服とありますとか、パンフレット等の増刷を行います。これが35万円でございます。それから、8、9ページをお願いいたします。先ほどの八倉地区の防災事業については、一覧にまとめておりますので、またご覧になってください。先ほど申しましたとおり、地方債を増やしますので、その関係で地方債補正を行います。ここにあるとおり、八倉地区整備事業として、合併特例債2,570万円を増額して、限度額を増やすものでございます。全体では2億7,920万円と限度額をするものでございます。あと、続きまして特別会計の方もご説明させていただきます。その下の国民健康保険事業特別会計ですが、25万2千円の増額補正、これにつきましては、国保資格システムの改造費用でございます。年少扶養控除が廃止になってございますが、この関係で子育て世代の方は必然的に課税対象所得が上がってまいります。それらで、所得を基準にしておりますものにつきまして、緩和措置を取るためのシステム改造でございます。

それでは、補正予算書の方をご覧ください。まず一般会計の補正予算第1号の1ページをご用意ください。議案第44号平成24年度砥部町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出7,821万1千円を追加して、総額として、68億9,395万2千円とするものでございます。それと、第2条地方債補正を行っております。24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。内容については先ほど申しました、款の方で見ますと、2ページ3ページをご覧くださいたいんですが、3ページの方、歳出でございますけれども、議会費から教育費までそれぞれ補正額を入れております。それから、財源につきましては、2ページの方でございますが、分担金から町債まででございます。その内、18款繰越金が一般財源として見ておるものでございます。あとは特定財源でございます。それから、地方債補正につきましては4ページ、第2表の方に合併特例債1億430万円を限度額1億3千万円、2,570万円を増額するものでございます。起債の方法、利率、償還方法等は変わりございません。一般会計については以上でございます。

続きまして、国民健康保険事業会計の補正予算をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第45号平成24年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条としまして、事業勘定の歳入歳出それぞれ25万2

千円を追加し、歳入歳出それぞれ24億5,260万2千円とするものでございます。内容については先ほど申しました。その財源については、2ページをお願いいたします。25万2千円全額国庫補助金で賄うものでございます。国民健康保険事業特別会計の補正予算については以上でございます。

私の方からは、最後になりますが、浄化槽特別会計補正予算書の第1ページをお願いいたします。議案第46号平成24年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ858万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,060万3千円とするものでございます。平成24年6月15日提出。2ページをご覧ください。内容につきましては、先ほど申しました人件費の減額によるものでございまして、その減額分につきましては、繰越金を減額することとしております。以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 日浦生活環境課長。

○生活環境課長(日浦昭二) それでは私の方から議案第47号、48号について説明をさせていただきます。まず議案第47号の方から説明をさせていただきます。1ページをお開きください。平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号でございます。第1条で補正予算は次に定めるところによる。これは今回の補正につきましては、いずれも4月人事異動に伴う人件費の補正でございます。第2条で収益的収入及び支出の予定額を次のように補正するもので、収入は第1款第1項営業収益を4万3千円増額し、収入合計を1億3,690万円とするものでございます。支出は、第1款第1項営業費用を4万3千円増額し、支出合計を1億3,690万円とするものでございます。次のページをご覧ください。第3条で、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入は第1款第3項負担金及び分担金を15万2千円増額し、収入合計を4億4,557万円とするものでございます。支出は第1款第1項建設改良費を15万2千円増額し、支出合計を4億4,557万円とするものでございます。第4条で、予算第8条に定めた経費、これは議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、19万5千円増額し、4,596万3千円とするものでございます。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。続いて、議案第48号でございますが、そちらの方をご覧ください。平成24年度砥部町水道事業会計補正予算第1号でございます。第1条で、補正予算は次に定めるところによる。いずれも4月人事異動に伴う人件費の補正でございます。第2条で収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出は、第1款第1項営業費用を138万5千円増額し、支出合計を3億551万6千円とするものでございます。第3条で予算第4条本文括弧中不足する額1億8,657万円を、不足する額1億8,529万8千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億7,857万円を、過年度分損益勘定留保資金1億7,729万8千円に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入でございますが、第1款第3項負担金を24万円増額するもので、これは一般会計が負担する児童手当、子ども手当の負担金で、収入合計を5,896万3千円とするものでございます。支出は、第1款第1項建設改良費を103万2千円減額し、支出合計を2億4,426万1千円とするものでございます。次のページをご覧ください。第4条で、予

算第7条に定めた経費を、これは議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、35万3千円増額し、4,570万円とするものでございます。平成24年6月15日提出、砥部町長中村剛志。以上で議案第47号、48号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 質疑ではないので1つ理事者の方に要望を、というような形で、普段は戦略的商品の中で紅マドンナに色々補助をいただいております。ご案内のように今はもう農家でヒット商品というのは紅マドンナでございます。昨年度が331t、今年はその倍の700tございまして、60円から100円になった金になっておるわけでございます。今砥部町がおかげさまで愛媛県の中で、紅マドンナの占めるウェイトというのは、5,846tのうち892t、いわゆる26%持っただけです。1つの町村としてはね、これは大きなヒット商品です。お願いしたいのは、今後ですね、あれ若干飛びよいですね、簡易ハウスで、浅く広くということもありましようが、そこら辺りも強度をお考えいただいて、もう愛媛のミカンとしてはこの上ないほど戦略的な品物はないと思いますので、今後何かにつけて、そのようにご配慮いただきますと、作っておる皆さんも大変ありがたいと思いますので、質疑ではございません。要望でございますので、お願いをしておきます。以上。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。6番山口元之君。

○6番（山口元之） 坂村真民記念館費117万円の増額でお尋ねします。今年度予算で、1,484万ほどの運営費と施設維持費で予算を組んでおります。それから、真民記念館特別なんか委員会を作って、それで審議して進めていくということでございましたが、まだそれもできてないようでございます。そんな中で、企画展をやると。これはどこで審議されてそういうもんが出て来たんでしょうか。それとですね、もう1つ。制服、ボランティアガイドと職員の制服購入費。あの、今、大体砥部で、町内で制服と言え、この砥部、陶街道のシャツということでございます。職員も自費で買って、着ていると思うんですよ。支給されたもんじゃないでしょ。であれば、ここでも制服なんか言わずに、自分らでちゃんとそういうシャツを買って、ボランティアもしようし、職員もそういう気で作ってもらわんとですね、たった3ヶ月か4カ月経った中で早制服を作るとか、企画展をやるとか、そういう計画もなにもわかってないのに、何でこれもぽっと出てきて、それが補正に何で上程されるんですか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） それでは山口委員さんのご質問にお答えします。なぜ6月補正かということが1つあったと思いますが、1つは、この、まず、概要の説明の資料の中にもありましたが、企画展を新たに9月から予定しております。この企画展につきましては、開館オープン記念展目録、黄色い紙の中ですが、その中にも9月9日で終了という明示をしております。ただ、当初予算の時点の中では、次の新しい企画展はまだ内容等確定しておりませんでした。また開館1年目ということで、初めての企画替えでもあ

りますので、開館後状況等を様子を見る必要があると考えまして、今回坂村真民の世界展、坂村真民をもっと知ろうという企画展を確定しまして、今回の補正とさせていただきます。それから、制服の件ですが、坂村真民記念館ボランティアガイド、35名ほどいるんですが、月に数回日程を、皆さんの参加できる日を選びまして、ボランティアガイドをやっていただいております。その中で、坂村真民の念ずれば花開くとかそういう文言を入れまして、ボランティアガイドさんにぜひ着て、わかりやすく説明をいたしたいということで、制服を併用させていただきます。あと、記念館のパフレット等その他の予算で屋外物置とか入れておるんですが、おかげさまで記念館パフレット予定した入館者も多いということで、パフレット増刷ということで補正させていただきます。それから、小型物置ということで、屋外に掃除道具入れもないものですから、今回入れさせていただきます。それから、この企画展と言いますか、運営についての協議会、これは、坂村記念館条例、並びに運営会規則によりまして、運営協議会で協議を図っております。現在、まだ運営協議会というものはできておりません。7月に、運営協議会規則によりまして、7月に公募を募り、8月中には立ち上げたいと考えております。この運営協議会立ち上げでは、遅れましたことは申し訳ありませんでした。今後その運営協議会によりまして、組織の運営や、適切な記念館事業、協議をいたしまして、進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 6番山口元之君。

○6番（山口元之） 今運営審議会もまだ立ち上がってないということでございます。こういうもんを出すのであれば、審議会を立ち上げて、審議会でちゃんと協議して、こういうところへ出してくるのが本当じゃないでしょうか。それとですね、ボランティアだからその制服を買ってあげると、じゃあ他のボランティアも買ってあげるんですか。他にも砥部の町案内とかそういうボランティアの方がおいでるじゃないですか。川清掃しよる方もボランティアですよ。職員も、まあ我々も、自費で買ってるんですよ。ね。職員の制服なんかもってのほかですよ。私はね、この両方ともね、審議会をしてから予算を計上すべきであって、今出すべきものじゃないと思いますよ。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 山口議員さんのご質問にお答えいたします。最初の審議会の、運営協議会の件ですが、初めに、先ほども申しましたが、会館の企画展の目録の中で、9月からということで、公表させていただきます。で、今回運営協議会がまだ立ち上がってないわけなんですけど、この9月の分につきましては、もう皆さんに公表しておりますので、ぜひ新しい企画展を行わさせていただきます。その後につきましては、早急に運営協議会を立ち上げまして、検討して参りますので、よろしく願いいたします。それからボランティア職員の制服ということですが、職員につきましても、窓口、売店、案内等出ます。ボランティアガイドさんも同様にですね、同じ扱いでですね、同じ格好をして、ぜひ開館のますますの利用状況の発展に合わせて努めたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 6番山口元之君。

○6番（山口元之） あのもう決まってるからやらしてくれなんかいうて、そんななし崩しみたいなことでいいんですかね。制服でも何回でも言うけどみんな自費でしょ。もうあとは総務委員会にお任せします。

○議長（政岡洋三郎） その他にございませんか。9番西村良彰君。

○9番（西村良彰） 今回の山口議員の質問の関連ですけども、実はその坂村真民記念館建設に当たって、坂村真民記念館特別委員会がございました。その中で、私もこの会館を運営するにあたっては、その運営協議会を置いて、運営に当たってほしいということで、今年3月の開館に合わせてその坂村真民記念館条例ができた。その条例の第16条に、その会館の運営に当たっては、運営協議会を置くということになっておりますので、その協議会で協議もなしに、企画展をやるとか、先ほども言った、あの、ボランティアの職員の制服を購入するとか、そういう協議がなされること自体が僕はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども。何でこの協議会を設置しなかったんですかね。その理由をちょっとお聞かせ下さい。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 西村議員さんのご質問にお答えします。この坂村真民記念館建設特別委員会ということで、総務課が管轄でやっておりました。この坂村真民記念館建設につきまして、総務課で、図られておりました。私ども、会館、今年度から教育委員会事務局で持つことになりまして、引き継ぎ、申し訳ないですが、引き継ぎが不十分であったことが一番の起因していることと考えております。以上で説明終わります。

○議長（政岡洋三郎） その他にございませんか。9番西村良彰君。

○9番（西村良彰） この記念館をですね、1年2年で終わるような記念館ではございませんので、今後長期に渡って運営するためにはですね、運営協議会を早く設置してですね、今後そういう協議会の中で、今後の運営を協議していただいて、長く後世に伝えていただきたいと思いますので、早期に協議会を設置していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ちょっと今真民さんのことで、色々出とんですが、私以前にも町長にもちょっとお願いしたことがあるんですが、パンフレットの増刷を2万部と、15万8千円、予算を組んでおりますが、これは今の三つ折りですか、あのパンフレットを増刷するんですか。これは企画課の方ですか、それとも教育委員会の。ちょっと説明してください。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 栗林議員さんのご質問にお答えします。パンフレットにつきましては、この、当初の予算のパンフレットの増刷の予定でございます。ちょっとデザインと言いますか、柄は変わるかもしれませんが、同様のものです。

○議長（政岡洋三郎） 8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） あのね、局長。以前も町長にお願いしたんじゃけど、今度はこの際にですね、以前の黄色いやつがあったでしょ。最初の。あれに戻さんと、今の、あんた今

見せたやつでは、杉の板に小さい字で坂村真民記念館で書いてとんではね、全然何のパンフレットかわからん。見たら。お願いしときます。あの、以前の黄色いやつで、もうちょっと字体を大きくして、せっかく2万部作るんやから、もう、来館の人によわかるような、今までの杉の板の上へ書いたようなもんじゃなしにね、はっきりわかるようなものに、せっかくやるんやから、してください。お願いします。

○議長（政岡洋三郎） そのようなことも考慮に入れて、又検討をしていただきたいと思います。他にございませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 制服のところで少し言わせていただきたいと思います。今私どもが着てる陶街道っていうのは、もう町民の方もたくさん着ておいでますし、ああ砥部の人だなというようなことで、大分わかるようにもなってきたらと思うんですね。例えば先ほど念ずれば花開くというふうなことで、そういう文言を入れた制服をどうもお考えのようなんですが、真民記念館の中だけでそれをね、着てても、意味がないと言いますか、なくはないんだろうと思うんですけども、砥部は町を上げて宣伝というふうなことであれば、新たに制服として、砥部の制服というようなことで、別バージョンを作ってですね、でまた町民を含めてそれを普及するだとかいうふうに考えるべきじゃないかと思うんですね。そういうふうな考え方に立つと、最初に山口議員が言われましたけども、何でこのボランティアの人や職員だけがね、支給されるのかと、当然町民の皆さんは変だなというふうに思うんじゃないかと思うんですよね。ですからそういう意味では1つは制服のことについてこの陶街道との関係でどういうふうな考え方にするのかということをはっきりさせることと、町を上げて宣伝で使おうというふうなことであれば、これはやはり利用する人がお金を出して買っていただいて、普及すると言うふうなことに整理すべきじゃないかというふうに思います。そのへんはいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） それでは佐々木議員さんの質問にお答えいたします。制服につきましては、売り物にはなっておりませんが、その他のTシャツとか、真民さんの詩が入ったもので、Tシャツとか市販されているものはあります。館内にですね、市販されております。それからその制服等につきましては、今後の市販とかいう、どういう範囲でということにつきましては、また今後十分検討させていただきたいと思います。以上で説明終わります。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案44号から議案第48号までの平成24年度補正予算5件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第48号までの平成24年度補正予算5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月22日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第22 平成23年請願第2号 原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの

**転換を求める請願について**  
**(報告、質疑、討論、採決)**

○議長(政岡洋三郎) 日程第22平成23年請願第2号原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(宮内光久) ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託され継続審査となっていました、平成23年請願第2号原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願について、去る5月18日に当委員会を開催し、審査を行ないましたので結果をご報告申し上げます。本請願内容は、「原発を一日も早くなくし、再生可能な自然エネルギーに転換すること」を議会決議をもって政府に強く働きかける事であり、委員の意見を求めたところ、「福島原発の事故原因が究明されないままでは、どこの自治体もOKを出さないと思う」という意見、「50年、100年サイクルで廃止していくことは良いが、今年、来年に、今の状況で無くすのはどうかと思う」という意見、「電力が不足しているので、安全性が確認できれば再稼動した方が良い」という意見などがあり、採決を行なった結果、採択に賛成する委員は少数でありました。よって、平成23年請願第2号は不採択とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番佐々木隆雄君。まず、委員長の報告に反対の発言を許します。

○1番(佐々木隆雄) 委員長の許可をいただきまして、先ほどの総務文教常任委員会で、私が紹介議員になって請願を提出いたしました、不採択になったということなんですけども、その採択に反対する討論をさせていただきます。この請願の主旨は、先ほどの中にもありました、少し重なりますけども、去年の3月11日の東日本大震災により福島第1原発1号炉2号炉3号炉まで最悪の事態である炉心溶融、そういうものを引き起こし、周辺住民の多数が、生活のすべてが失われ、今後の見通しも立っていない、そういうことだとか、食の安全・安心や、国民の健康までが脅かされる、さらには放射性物質を規制する術がない、そういう深刻な現実直面しているわけです。日本中や世界中に原発事故で、人は、原発とは共存できないんだと言うふうなことが、明らかになったとして、原発を含めたすべての最大電力2億8千万キロワット、これが、現在2009年度の数字だと思いますが、その約40倍に当たる21億2千万から21億5千万キロワットあるであろうと言われている日本の再生可能な自然エネルギーに転換することを政府に求める、そういう決議を町議会ですてほしいというふうな中身でございました。私は今の報告の中にも主旨をくみ取っていただいた部分もあったというふうには理解もしておりますが、やはりどうしても電力不足になって大変だなと、やはり再稼働が必要じゃないかなというふうな議論の中で、否決をされたというふうには理解をしました。そういう意味ではですね、再

稼働ありきということではなくて、その判断は安全性が科学的に保証されることが最大の基準であり、その再稼働にはいくつか問題があるんじゃないかというふうに考えます。これは昨日の一般質問の時にも少し触れましたが、改めて整理をしてみました。1点目は福島原発の事故の原因がはっきりされていない、あの内部の様子も未だにはっきりしない、そういうふうなことが1点目です。それから2つめは、今もう間もなく、たぶんと言いますか、再稼働されるであろう大飯原発のところなんかではですね、政府がとりあえずの対策として、30項目の安全対策というのを提案しておりますが、全然まだ実施もされておられません。たとえば、免震事務棟と言いまして、これは福島第1原発の事故の時には、ここがいわゆる司令塔になってやってたところなんですけど、これは震度7でもまったく異常がないと言うふうな建物なんですけど、そういうものが今の大飯原発のところにはまだ建てられておりません。それから、放射性物質の放出を減らすフィルター付きベントとというのがありますが、そういうものの設置もまだされておられません。今、出されてるのはですね、4年先でないとそういうのができないというふうなことだそうなんです。そんな4年間の間にまったく地震や津波が起こらないなんていうこともないわけですから、そういう意味ではですね、そういうものがしっかりしてない状況の中で、再稼働することについては、非常に疑問視をしております。それから、東日本大震災を受けて、地震と津波の学問的知見の根底からの見直しが求められています。この議論は始まったばかりです。これも昨日の質問の中にも入れましたが、南海トラフの巨大地震モデル検討会の専門家の指摘について、紹介いたしましたけど、伊方原発のすぐ近くに中央構造線があり、本当に安全性について四国電力は大丈夫って言うふうに言っておりますが、どうなんだろうという不安が多く、県民が持っているわけがございます。4点目には、あつてはならないんですけども、もし、あつた時にはどうするんだと言うふうなところで、放射能がどういうふうにはばらまかれるのか、避難計画をどうするのか、そういうことも決まっておられません。例えば、伊方原発で岬半島の原発より先にある、あそこに住んでる方たちは、どこへ逃げればいいのか。周りは海で逃げ場がありません。それから5点目は原子力に対するまともな規制機関がありません。国会で規制庁法案の審議が始まりましたが、新しい規制機関ができてきたわけではありません。細野原発担当大臣は、関西広域連合の会議で基準は暫定的なもので、新しい規制機関が見直しますと言うふうなことを認めております。それなら、もう少し待って基準を見直されてから再稼働というふうなことになってもいいんじゃないかというふうに思います。今しなければならぬのは、原発ゼロの政治決断、そういうものではないでしょうか。そうしてこそ、当面の電力の自給への対応や、再生可能エネルギーへの切り替えに本腰が入るのではないのでしょうか。安定供給のために、1日も早く原発からの撤退を決断して、自然エネルギーへの転換や、省エネルギーに力を尽くすこと、このことの方が重要ではないでしょうか。このような考えから、私は請願の不採択に反対をいたします。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 議席番号4番大平弘子でございます。原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。



我が国にとって、最も重要なことは、食料とエネルギーの確保であります。その1つであるエネルギーについて、国内で安定的に精算できることや、CO<sub>2</sub>削減などの理由から、原子力発電が推進されてきました。昨年の福島原発の事故により、その安全性に対する信頼が失われてしまいました。これを受けて、今後は自然エネルギーへの転換を図っていくという方向性は間違っていないと思いますが、今すぐ自然エネルギーだけで国の電力需要を賄えるという状況ではありません。また、火力発電に頼り過ぎることにも問題があり、メタンハイドレートなど新エネルギーの開発も待たれますが、実用化には時間がかかります。したがって、当面は国が安全性を認める原発について、これを利用し、中長期的な原点で原発以外のエネルギーへの転換を図っていくことが現実的な方法であろうと思います。よって、委員長報告に賛成しますので、議員各位におかれましても、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（政岡洋三郎） 他に討論ありませんか。これで討論を終わります。

平成23年請願第2号の採決を行います。平成23年請願第2号に対する、委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立多数と認めます。ご着席ください。平成23年請願第2号原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願については不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 0時 4分 散会

平成24年第2回定例会（第3日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成24年6月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 開 会                               | 平成24年6月22日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 応招議員                              | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                    中村 剛志                    副町長                    佐川 秀紀<br>教 育 長                佐野 弘明                    総務課長                原田 公夫<br>企画財政課長          松下 行吉                    戸籍税務課長          辻 充則<br>会計管理者            東岡 秀樹                    教育委員会事務局長   坪内 孝志<br>介護福祉課長          重松 邦和                    保険健康課長          大野 哲郎<br>産業建設課長          萬代 喜正                    生活環境課長          日浦 昭二<br>広田支所長            丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 傍聴者                               | 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |

平成24年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第38号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第2 議案第39号 砥部町道路線の認定について
- 日程第3 議案第40号 砥部町町民農園条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第44号 平成24年度砥部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第45号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成24年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第47号 平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第48号 平成24年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第1号 北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書提出について
- 日程第14 議員派遣について

・閉 会

平成24年第2回砥部町議会定例会

平成24年6月22日（金）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議案審議に入ります前に、6月15日の本会議において、三谷議員から質疑のありました、議案第38号について、担当課長からの報告を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 三谷議員さんからご質問のごございました、外国人登録者における後期高齢者医療対象者についてでございますが、該当者はいないということでございまして、これをご報告し、答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） それでは、本日の議案審議に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第38号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
（厚生委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1議案第38号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第38号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第38号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、外国人登録法の廃止に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法に係る規約変更を行なうもので、別表第2の備考1及び2から「外国人登録原票」を削る改正がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第38号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 砥部町道路線の認定について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第2議案第39号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第39号砥部町道路線の認定について、町道八倉竹ノ下2号線は、八倉170番地先から176番1地先までの延長125.5mを、幅員5mの町管理道路として整備するため認定するものです。また町道万年銚子線は、国道379号線の区域変更に伴い、万年470番5地先から川登3306番6までの旧国道部分実延長1051mを町道に編入するものです。以上2路線の町道認定は適当と認められ、よって議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。  
議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第39号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号砥部町町民農園条例の制定について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第3議案第40号砥部町町民農園条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第40号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第40号砥部町町民農園条例の制定については、町内の農業者以外の方に野菜や花づくりに親しんでいただくことを目的に、町民農園を設置するため制定するもので、設置の目的、名称及び位置、貸付に関する事項など14条の条文が定められ、今年9月1日から施行されることになっています。名称はとべ陶街道ふれあい農園、場所

は砥部町拾町347番地1、貸付料は1区画が年額9,600円です。1区画の広さは概ね30㎡で、22区画の貸し付けが予定されております。貸付期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間で、2回まで更新ができ、最高3年まで使用することが出来ます。委員から3月31日という貸付期間終了日と作物の収穫時期の違いの問題や、連作障害の問題への対応方法の質問があり、これに対し、まずは事業を開始し運営して行く中で、県やJAの指導員の指導も受け、対応を検討したい旨の説明がありました。各条文の内容は適正と認められ、よって議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
議案第40号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第40号砥部町町民農園条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第41号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第4議案第41号砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第41号砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正については、外国人登録法が廃止され、外国人も住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い改正されるもので、外国人住民の印鑑登録資格等についての条文整備がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第41号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第41号砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第42号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5議案第42号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第42号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、現在実施している軽度生活支援事業は利用者が1名と少ないことから、これを廃止し、24時間体制で緊急通報と健康相談サービスが受けられる在宅高齢者安心生活支援事業を新たに実施するため改正するものです。別表の改正がなされ、利用者負担額は生活保護世帯から町民税課税世帯までの4段階の区分ごとに、月額0円から月額500円までの範囲で定められています。その内容は適正と認められ、よって議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第42号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第43号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の  
一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第6議案第43号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第43号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正については、上野集中合併浄化槽を下水道に接続した事により施設を廃止するため改正するもので、別表第1町有地域集中合併浄化槽から上野集中合併浄化槽の項を削る改正がなされています。なお廃止後の跡地利用については、駐車場として整備する予定となっております。改正内容は適正と認められ、よって議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番(佐々木隆雄) 今の報告に対して質問をいたします。跡地が駐車場になるということなんですが、台数がどれぐらいが予定されるのか。それから、この跡地の管理運営について、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(政岡洋三郎) 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 跡地を駐車場にするということで、詳しい説明は萬代産業建設課長にお願いしたと思います。管理は総務課に移るそうなので、総務課長にお願いいたします。失礼しました。

○議長(政岡洋三郎) 原田総務課長

○総務課長(原田公夫) 佐々木議員さんのご質問にお答えします。現在まだ所管換えは行われておりませんが、私どもの方で聞いておりますのは、大体30台ぐらいは取れるのではないかと。で、管理の方法につきましては、現在上野団地の一角に、町有地、お貸ししておる部分について、管理組合というのがありまして、その部分で受けていただけるのか、台数が多いということで、全体が埋まらないようであれば、町の方で直接という方法も考えられます。出来上がった段階で地元と協議して、管理方法は決めていきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(政岡洋三郎) 他にありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第43号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されまし



た。

~~~~~

日程第7 議案第44号 平成24年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成24年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第47号 平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第48号 平成24年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（所管委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第7議案第44号から日程第11議案第48号までの平成24年度補正予算5件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第44号平成24年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、簡易下水道費で、南ヶ丘北排水路防護柵補修工事費116万3千円増額、農業費で、鳥獣被害軽減のための電気柵11基設置及び金網柵設置に対する補助金67万3千円、果樹戦略品種として位置付けている「紅まどんな」のブランド化を推進するための雨よけハウス11戸、61.4アールの整備に対する補助金403万円を増額しています。商工費では、砥部焼の販路開拓を図るため開催される「手作り用の美砥部焼新潟展」に対する交付金50万円を増額、土木費で、八倉地区新設道路用地購入費2,710万円、生活道路八倉線の電柱移転補償費100万円、岩谷霊巖寺裏山がけ崩れ防災対策工事費750万円を増額しています。その他、人件費補正等を行っております。次に議案第46号平成24年度砥部町浄化槽特別会計補正予算は、4月人事異動による職員1名減により人件費858万7千円を減額しています。歳入は繰越金を減額しています。次に議案第47号平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算は、4月人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出を4万3千円、資本的支出を15万2千円増額しています。収入は下水道使用料収入、受益者負担金を増額しています。次に議案第48号は平成24年度砥部町水道事業会計補正予算は4月人事異動に伴う人件費補正で、収益的支出を138万5千円増額し、資本的支出を103万2千円減額しています。収入は資本的収入で一般会計負担金24万円を増額しています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第44号・第46号・第47号・第48号の4議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し

上げます。はじめに、議案第44号平成24年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する主な項目は、障害者福祉費で2名分の療養介護医療給付費171万6千円を増額、老人福祉費で緊急通報装置設置事業委託料86万円、グループホーム「さくら」のスプリンクラー整備に対する補助金197万1千円、養護老人ホーム和楽園への1名入所措置費198万円を増額しています。また医療費関係でシステム改造委託料54万6千円を増額、教育費では、宮内幼稚園耐震補強工事の期間中、中央公民館を使用するための関係経費25万9千円を増額しています。中央公民館2階の講座室、小会議室3を使用して授業等が行なわれます。以上のほか人件費等の補正を行なっています。次に議案第45号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、税制改正による国保資格システム改造費用25万2千円を増額し、歳入は全額国庫補助金で賄われています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第44号・第45号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第44号平成24年度砥部町一般会計補正予算のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で、駐車場として利用している砥部焼伝統産業会館裏の用地の一部、1,500㎡を舗装する経費663万9千円、「自治総合センター助成金」を活用して岩谷口区、篠谷区が実施するコミュニティ事業に対する交付金500万円、職員の育児休業に伴う代替職員の賃金163万1千円を増額しています。消防費では、仙波区と高市区の防火水槽防水工事費181万6千円を増額、教育費では、宮内小学校、麻生小学校、砥部中学校が、県の指定を受けて実施する教育研究事業関係経費49万円、人事異動による職員補充のための公民館臨時職員1名の賃金172万5千円、坂村真民記念館の企画展等の経費117万円を増額しています。坂村真民記念館費関係では、委員から運営協議会設置の見通しについて質問があり、理事者側から、7月に公募する2名の委員以外の8名については、すでに候補者の検討を行っており、8月中には立ち上げる旨の説明がありました。また、ボランティアガイド等の制服購入の必要性についての質問があり、これに対し坂村真民館のボランティアガイドは定期的にかなり多い日数出でいただいております。イメージアップを図るために統一した服装が望ましいため、強制力が強い制服という形にしたいという説明がありました。また当該記念館費予算については、当委員会で出された意見を踏まえて運営協議会で検討し、その執行をすべきではないかとの質問があり、これに対し、理事者側から委員長の意見を含めて検討するとの答弁がありました。以上の他、人件費等の補正が行なわれております。歳入については7,821万1千円の増額で、主なものは、県支出金1,101万2千円、繰越金3,411万6千円、諸収入505万8千円、町債2,570万を増額しております。また地方債補正で、合併特例事業債の限度額を2,570万円増額し、1億3,000万円とする変更がなされています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定い

たしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） ただいまの委員長の発言の中で、理事者側から委員長の意見を含めて検討するとの言葉がございましたが、これは、委員会ではないかと思うんですが。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 訂正をお願いします。委員長じゃなくて、委員会でございます。大変失礼いたしました。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長より委員会という訂正がありましたので、委員会に替えさせていただきます。報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 29ページ、農業振興費の中に、戦略的品種というふうに謳われておりますが、ここに紅まどんなと書いておりますけど、本来、理屈っぽくなりますけど、紅まどんなというのは、選果場で選果されて11度と12度以上のものを紅まどんな、私どもが作るまでは、愛果28号なんですね。まあ、そこら辺りご理解をして、もちろん委員長ご理解をしないと承知しておりますけど、くどいようですが、その違いをお尋ねして、申し上げておきますが、その他にこの戦略的の中に、せとかや甘平は入っていらっしゃるでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 三谷議員さんのご質問でございます。私はあまりそういう農業の品種のことには詳しくございません。紅まどんなになるまでの名前は、全然知りませんでした。これから勉強しておきます。そしてあとから言われたせとかとか、もう一つ名前がわからんのですけど、それは一緒に戦略品種の中に入っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 総務文教常任委員長の宮内さんにお尋ねいたします。先ほどのご報告の中で、真民記念館の制服の件ですね、イメージアップを図るために、強制力を持たせることも必要で、それをボランティアガイドに着てもらうんだというふうなことだったと思います。イメージアップを図るといえるのは、非常にいいことだと思うんですが、ボランティアガイドの方を、そういうふう、強制というようなことで、縛ることについて、その辺いかがお考えなんでしょうか。元々ボランティアですから、それぞれの方が色んなその、自分の自由時間等を使って、やっていただいているかと思うんですけども、元々そういうボランティアのところに、あえて強制力を持たせる必要があるのかどうか、その辺について、お答えいただきたいと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 先ほど佐々木議員からボランティアガイドさんの制服の問題で、強制という言葉、強制力という言葉を使いましたが、これは1つの、坂村真民記念館のボランティアさんと職員さんの統制力というか、そういう意味のこととございまして、1つの目的を持って、まず入場者の方から入ってくる折に、同じような制服でおれば、いいのかと思って、統一したものと承知して私は報告をしたところでございまして、

強制的とか、そういう意味を含めたものではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。6番山口元之議員。

○6番（山口元之） 同じような坂村真民先生の記念館のことで、お尋ねします。坂村真民記念館運営協議会委員が、設置できてなかったということで、15日の新聞に、引き継ぎが遅れとったと、そういう記事が載っておりますが、これは、それが事実なんですか。それとですね、前にも言うたんですけど、何でそこだけ、真民記念館だけ特別な制服を作らないかんか。私はの考えとしては、とべの館も、創作館も、湯砥里館も、同じような感じの町の施設だと思うんです。そこではみんなやっぱり陶海道着て、職員も陶街道をなるべく着いと、そういう徹底をしておる中で、なぜそれを作らないかんのか。それと、遅れた理由と、坂村真民記念館運営協議会の中で、運営を決めていくと、そういうふうに謳ってその条例を作ったはずです。そのことについて、委員長よろしいですか。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 山口議員の質問にお答えをいたします。引き継ぎが遅れているとのことですが、これは確かに新聞等で言われたように、引き継ぎが遅れていたのは事実でございますが、早急にですね、先ほども報告したように、7月に砥部広報で募り、2名募ってですね、そして、今候補の方にですね、これからお願いに行くという形で、早急しております。ずいぶんと皆さん議員さんにはご迷惑かけておりますけども、こういうご理解で、答弁になるかならんかわかりませんが、このようにご理解をしていただきたいと思っております。また、町の施設で、坂村真民記念館だけどうして制服をとる感じでございますが、1つには、同じ町でも、1つ大きな坂村真民記念館というのは、全国的にですね、広めていく感じでございますが、創作館とか、色々な方もやっぱり全国のものとは思いますが、やっぱり、今回特別にですね、立ち上げたものでございますので、そこへんは1つ、ご理解をしていただきましてですね、ぜひ制服の方で皆さんの意思統一を図っていただきたい、このように考えております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 6番山口元之君。

○6番（山口元之） あの、先に言わないかなんだんですけど、総務委員会で大概議論されたと思うんで、本当に失礼だとは思いますが、再度、聞かせていただきます。確かに運営委員が、運営協議会の設立が遅れたと、遅れたやなくてまだできてないんですよ、実際に。でもこの総務課から教育委員会に4月に引き継ぐようになってしまったと思うんですよ。この予算書にね、今年度、3月議会に出た予算書の中に、もう真民記念館運営協議会委員報酬で7万円組んでるんですよ。この時点で。もうわかっということやないですか。ね。それが遅れたいう、ちょっと、理解し難いもんがある。それともう1つはですね、今真民先生は特別だと、全国的に名が売れて特別だと。じゃあ砥部焼は違うんですか。砥部の温泉でも砥部にこういういい温泉があるって一生懸命みんなやってるじゃないですか。その特別扱いでいいんですか。それとあの、委員長ごめんなさいよ。委員会が設置できてないのに、そういうことを決めてやろうとする。私は委員会を立ち上げてから協議してこういうことを決めていけばいい、そういうふうに思ってるんですが。すみません。お願い

いたします。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 山口議員の再質問にお答えします。まず、3月の予算書の中のでございますが、私ちょっと予算書持ち合わせてございません。当初予算の概要いうの中にですね、確かに坂村真民さんののが載っておりますが、運営費と施設維持経費1,484万3千円を計上しましたという概要の本しか今持ち合わせてございませんので、よろしくお願ひします。またあの、先ほど僕が説明した中に、特別なものと、砥部焼は特別じゃないんかと言われるが、両方とも砥部町にとりましては、産業でございます。大事な産業でございます。先ほどの坂村真民記念館特別という意味は、私の間違いでございます。1つですね、今回新しく立ち上げたものでございますので、1つご理解のほどをさせていただきたいと思ひますし、どうして委員会を、協議会を立ち上げてないのに執行するんぞと言われますが、ちょうどあの、入場者には、山口さんも入場してこのようなパンフレットをいただいておりますかと思ひます。この中には、やはり平成24年3月11日から平成24年9月の9日までと、打ち切っております。それ以外にまた特別展を企画するというような、一般の方は思われとると思ひますので、そういうことも踏まえてですね、1つご理解のほどをお願いしまして、この予算を執行していただきたい、このように考えます。よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 6番山口元之議員。

○6番（山口元之） 最後1つだけ。もうそういうふうな行事の予定もできていると。審議会ができてないのになんでそういう行事でもうそれでやると、そういうふうと言われるのが私は不思議でなりません。やはり審議会で、ちゃんと協議して、年間こういうことをきちっとやるんだと、そういうふうな形で始めんと、最初からそんななし崩しな運営のやり方で、もうそれで決めたから、そしたら審議会もできてないけど予算執行せえと、そういうんで我々議員としての立場として、それがはいそうですかと実際に言えるんですかね。そういうとちょっと皆さんにも問いかけしたいと思ひます。以上です。答弁いりません。

○議長（政岡洋三郎） 1番佐々木隆雄議員。

○1番（佐々木隆雄） 同じくこの真民記念館の関係なんですが、1つ先ほどちょっとユニホームのことについてお尋ねした時に、強制力というふうなことではないというふうに委員長お答えいただいたんですが、私、傍聴、委員会傍聴させていただいてたんですが、その委員会の傍聴席からですね、制服というのは、強制力を持たせるというふうな意味合いがあるんじゃないかというふうなことを、確か言っておられたと思うんですが、その辺もう一度確認をしていただきたいのが1点。それからもう1つはですね、年間の予算、まあ決めたばかりというんではあるんですけども、すでにですね、この時点で9月中旬から次の予定がありますというふうなことを、もうすでにわかってたというふうに、これはもう、2日目でしたかね。この時にも、紹介されてたと思うんですけども、そういうのがわかっておりながら、逆にですね、年間こういう計画があるというのがわかっていながら、その時に予算化されてなくて、ここに補正で出てくるということ自身も、先ほどの山口議員じゃないですけど、ちょっと場当たりのすぎるんじゃないかなというふうな気もいたし

ます。そういう意味では、やはり、もちろん運営協議会がまだ立ち上がっていないということも問題ではあるかと思いますが、それと合わせてですね、少しやっぱり年間の見通しについて、ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。以上ちょっと2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 調べるために少しお時間いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時48分

○議長（政岡洋三郎） 再開をします。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） まず、答弁漏れがございました。先ほど山口議員の方から、坂村真民記念館以外の施設についての制服でございましたが、20日の総務文教常任委員会の中で、理事者側から他の施設については、前向きに検討していくという答弁があったことを報告しておきます。ただ、これはですね、ボランティアというのも、この坂村真民さんと、もう一丁は陶街道のボランティアの方とございますので、その辺は1つご理解のほどをお願いしていただきたいと思います。まず、佐々木議員さんの再質問の中に、強制力というのがあるから、ということでした。これもですね、町としては1着しかそのボランティアの方には渡しませんので、ある程度の制服ということで、強制というか、僕らも会社員でございますが、制服というのは会社から支給されたものでございましてですね、ある程度強制力がなければ、意味がないのではないかなというような、委員会の皆さんのお話でございまして、そこは1つご理解のほど、お願いをしていただきたいと思います。もう1丁は、当初予算の中に、この含まれているのに、何でこんなに立ち上げるのが遅いのかとかございましたけれども、当初予算では、まだ決まっていなかったというのが事実でございまして、初めての会館ということで、どれぐらいの金額がいるのかわからなかったもので、こういう結果になったと理事者からの答弁がございました。以上、雑ばくな質問になりますけれども、当委員会について、失礼いたしました。答弁になりますけれども、委員会としては、十分にこの坂村真民記念館については、討論をいたしまして、皆さんのお知恵を借りながらですね、やっていこうという意見でございまして、どうか議員さんの皆さまには、ご理解のほどよろしくお願ひいたしまして、委員長としての答弁といたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にございせんか。

○6番（山口元之） 議長

○議長（政岡洋三郎） 山口議員はもう3回すんどるからできんでしょ。他にございせんか。質疑を終わります。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第44号平成24年度砥部町一般会計補正

予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第44号の採決を。

○6番（山口元之）議長

○議長（政岡洋三郎） 討論なしって。はい、6番山口元之君。

○6番（山口元之） 私はですね、全部を否定するわけではございませんけども。この真民さんの、坂村記念館の補正予算には、反対したいと。

○議長（政岡洋三郎） 議案第44号の採決を行います。反対者の発言を。反対であれば、反対の討論、発言をお願いします。6番山口元之議員。

○6番（山口元之） あの中身ね、さっきも言うたんですけど。

○議長（政岡洋三郎） 登壇してください。

○6番（山口元之） さっきも言ったんですけど、ちゃんとした条例を、委員会を作ってからそれを執行すべきものであって、次の計画がもう立ってるからいう、そういう慣れ合いみたいな形で、はたして進めていいんか。やはり議員としてはそれをチェックしていく、そりゃ漏れることもございますけど、そういう立場でやっぱりちゃんと見ないかんのやないんかと思ひまして、このことに関しては、一部反対させていただきます。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。なければこれで討論を終わります。

議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（政岡洋三郎） 起立多数と認めます。ご着席ください。議案第44号平成24年度砥部町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第45号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号平成24年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第46号平成24年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第47号平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号平成24年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第48号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第48号平成24年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時23分

~~~~~

日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、答申)

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第12諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成24年6月22日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、佐々木茂次郎委員は平成24年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものである。住所 愛媛県伊予郡砥部町総津785番地。氏名 佐々木茂次郎。生年月日 昭和15年7月21



日でございます。どうぞよろしくご審議ください。

○議長（政岡洋三郎） おはかりします。本件はお手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

~~~~~

日程第13 発議第1号 北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で  
強力な行動を求める意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第13発議第1号北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書提出についてを議題とします。本案について、説明を求めます。土居英昭議員。

○10番（土居英昭） 発議第1号北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成24年6月22日提出、砥部町議会議長政岡洋三郎様。提出者土居英昭。賛成者西岡利昌、賛成者森永茂男。提案理由、北朝鮮による日本人拉致問題は、国の責任において解決すべき喫緊の課題であるが、これまでに拉致被害者5名とその家族が帰国した以外には、本県の特定失踪者3名を含め、未だ進展がない状況が続いている。また、政府から解決に向けた具体策も何ら示されていないことから、国に対して、拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書を提出するものであります。それでは、意見書を朗読をいたします。北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書。北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認めてからも、10年近くの歳月が流れている。この間、我が国の拉致被害者5名とその家族が帰国した以外には、特別な進展も無い状況が続いており、北朝鮮は、納得のいく説明をすることも無く、極めて不誠実な態度を取り続けた結果、いまだ政府認定の未帰国拉致被害者や拉致の可能性が疑われる方々の消息がつかめていない。政府から解決に向けた具体策が何ら示されること無く、拉致問題の進展が見られない中、平成23年12月17日、金正日総書記が死去し、北朝鮮は金正恩を後継者とする新体制に移行することとなった。拉致被害者のご家族は、北朝鮮新体制において、新たな交渉の窓口を見い出せるのではないかと期待される一方、混乱状態になった際の拉致被害者の身の安全についても心配されており、再会を待ち続ける方々の心情は、察するに余りあるものがある。北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権問題であるとともに、我が国に対する主権の侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。また、本県においても特定失踪者が3名おり、ご家族を中心に活動を休み無く続けているものの、拉致被害者及びご家族はご高齢

の方も多くなっており、被害者の一刻も早い帰国の実現が強く望まれる。よって、国においては、全ての拉致被害者の早期帰国の実現のため、北朝鮮に対し、拉致被害者の再調査を強く求めるとともに、北朝鮮による人権の侵害をさらに一層広く世界に訴え、強固な国際連携の下に、拉致問題の全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年6月22日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣。以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。発議第1号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって発議第1号北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書提出については可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（政岡洋三郎） 日程第14議員派遣についてを議題とします。おはかりします。7月2日に松山市のにぎたつ会館で開催される平成24年度第1回町議会議員研修会に、全議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
[異議なし]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、全議員を派遣することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、6月14

日から今日までの9日間にわたり、連日終始、大変熱心なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また全議案をご議決、ご承認くださいましたことに対しまして重ねてお礼申し上げます。ご議決いただいた予算につきましては、町民の皆様の福祉増進のため、高いコスト意識を持って大切に執行させていただきます。また会期中、議員の皆様からご指摘やご指導をいただきましたことは、残る7カ月の町政運営に私自身が反省を込めながら、一生懸命努めてまいり所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。これから暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様にはお身体に十分お気を付けて、町政の進展、地域の発展により一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(政岡洋三郎) 以上をもって、平成24年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資料

24 砥議第 32 号  
平成 24 年 6 月 22 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 政岡 洋三郎

### 人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 24 年 6 月 22 日諮問第 3 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

### 記

#### 1 意見

推薦のあった者は適任であると認める。